

## 事業計画書

### 1 運営ビジョン

#### (1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組みを具体的に記載してください。

指定管理者として、締結される予定の管理運営に関する基本協定書を踏まえ、地域福祉計画に即して地域ケアプラザが持つ機能を十分に発揮させる各種の取り組みが求められ、これに応えたいと考えますが、ここでは、視点を絞って述べます。

地域ケアプラザは、「地域ケア施設」・「在宅介護支援センター」との従前の経緯の名のとおり、高齢者の支援を大きな役割としていることは事実ですが、設置当初より地域活動交流を活動の一翼としていることから、その意義を活かし、地域全体を多面的にサポートできるのが大きな強みです。これらを下支えするのは、顔の見える関係であり、地域ケアプラザは有力な連結点となり得ると考えています。

地域包括ケアシステムを支えるのも、究極、地域における顔の見える関係であり、この関係づくりを積極的に進めることが肝要と考えます。日々生じるケースに出来るだけ多くの視点が当てられるよう、関係性の掘り起こしに繰り返し努めることを取り組み姿勢の基本とします。

顔の見える関係づくりは、地域ケアプラザを起点とするものだけではなく、子育て中の保護者同士の連携や障害児者の地域帰属性、また地域における男性の活躍の場づくり、ボランティア希望者と活動の場との繋がりなど求められるシーンは異なっても、ネットワークのコアな部分として存在します。これらの仕掛けづくりが取り組むべき事項と考えます。また、これらは町内会を初めとする地域団体や地区社会福祉協議会、民生児童委員など地域で活動する多くの皆さんと共に取り組むこととなります。

山坂が多いという富岡地区の地勢的な状況を考えれば、町内会等の行事への出張サポート、各地区で行われる健康教室やサロン等への出張参加など、地域ケアプラザから各地域に出向き、そこに来られる多くの住民の皆さんと触れ合うこと、あるいは集う人同士の触れ合いの活発化なども重要な取り組み要素になります。

担当地区は、今後も高齢化が進展し、特に後期高齢者の割合が増加します。これからさらに重要なになってくることを簡略に述べれば次のとおりです。

- ① 高齢者自身の健康を増進し、元気な高齢者ができるだけ増やす。
- ② 要援護者になっても、地域で支え合う環境をつくる。
- ③ 現住する人が永く住み続け、さらに地域も永続するために、地域と協力して子育てしやすい環境をつくる。

これらの目標を支えるのは、やはり顔の見える関係づくりであり、富岡地域ケアプラザの指定管理者の取り組みはこのことをベースとしてまいります。

## (2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組みについて

地域住民や関係者と連携・協働して地域の魅力と課題を把握し、地域ケアプラザとして課題解決に向けた活動を行っていくために関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

担当地域は、昭和30年代から順次面的に開発された土地に移住してきた人が多く、それらの方々も順次高齢化しているという、都市部に共通する状況が強く生じています。地区全体に山坂の多いことも大きな特徴となっていて、山を越えては降りて、また上がるという地域もあります。このため、特に高齢住民の生活手段の確保・サポートの充実が大きな課題の一つとなっています。

平成25年、念願の循環バスの運行開始に引き続き、令和2年春季には、地元の強い要望に応える形でセブンイレブンによる移動販売車の定期運行が始まることも決まりました。また京急と横浜国大による協働モビリティシステム（小型電動カート等による乗合型移送サービス）の実証実験が2018年に引き続き2019年にも行われました。これらは高齢化の進む都市部丘陵住宅地における生活サポート策として先駆的なものでもあります。

当地区は、町内会活動が活発に行われており、しかもこれら生活手段の確保やサポート体制の誘致などに積極的に取り組む姿勢があり、富岡地域ケアプラザ指定管理者もまた積極的に取り組んでいます。セブンイレブンの移動販売については、構想当初から検討に加わり、停車場所の候補地の選定に際しては実地検分しながらいくつかの案を地元に提示しました。運転販売員の確保にも協力しています。京急・横浜国大による小型電動カートの実証実験の際は、町内会への説明会などを実質的に準備するとともに、ルート選定にも協力してケアプラザ前を停留所の一つに加えてもらいました。このまま進展すればケアプラザの知名度が大幅にアップし、存在の浸透にも大きく寄与することと期待しています。今後も新たな課題が発生すればその都度地域と一緒にになって解決に向かって尽力します。

高齢化と共に課題となるのは、子育て世代の生活サポートになります。これはその都度個別に解決が図られ顕在化しにくいものかと思われますが、地域の活力維持には子どもや若い世代の存在が欠かせません。当地区の年齢別人口構成をみると、20歳代中頃の人口が極端に少なく、学校を卒業するとほとんどの若人が当地区から出ていく構造となっています。これは地域ケアプラザの解決範疇を超える課題でもありますが、地区に現住する皆さんと認識を共にするため、人口構成図を作成しケアプラザの廊下へ貼りだし、またいろいろな場面で表出して子育ての問題が身近なものとして捕らえられるように注意喚起しています。

より身近な地域の問題としては、高齢単身世帯や高齢夫婦のみ世帯の増加に比例する形で、生活困難世帯が増加しています。また、親の資産や年金に頼る高齢の子やこれらの子に対する親の囲い込みの問題も発生しています。地元住民や民生児童委員等からもたらされる情報を基に、また協力を頂きながら、会議や訪問、時に区との協力の形で対応に取り組んでいます。

富岡地区の最大の特徴で資産となるのは、ここに住まう皆さんが富岡の地を愛していることだと考えます。緑多く、きれいで整った環境はこの地を求めて移住してきた多くの住民や永く住む住民の誇りであり、それがこの富岡にずっと住み続けたいとの希望の原動力の一つにもなっています。住民の皆さんのが想いを大切にしながら各種団体と連携性を持ち課題を取り組んでいきます。

### (3) 担当地区における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加えて他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

当地域ケアプラザ指定管理者は地域団体として最有力な団体でもある町内会と良好な関係にあり、一方町内会は民生・児童委員他の福祉保健に関わる方々の選出母体でもあります。連合町内会と地区社会福祉協議会、民生児童委員協議会の活動もお互いに良好に補完しています。これらは必ず連携すべき基本となる関係団体となります。各種ネットワークも把握が容易になります。

毎月行われるこれら諸団体の会議には必ず職員が交代で出席して情報収集・意見交換するとともに、各種行事の開催時にはその規模等に応じてケアプラザとして様子を伺いに行かせて頂いています。

地域活動交流や生活支援のコーディネーターの活動のみならず、地域包括の活動も同一線上にあります。介護予防活動を初めとして、また身近な相談窓口担当として、民生児童委員協議会や保健活動推進員会など各種地域団体と密接な関係を持つ顔の見える専門職であるよう、地域団体と積極的に交流し、普段の業務に繋げています。

一方、地域団体とは趣を異にしますが、学校も有力な関係団体と言えます。学校を起点とするネットワークは保護者のみならず地域住民や卒業生など関係性は多様であり、なかなか魅力的です。当ケアプラザは地域活動交流の職員が富岡小学校の運営協議会の委員として加わり、必ずしも子育て世代だけに限らないネットワークを広げています。

当地域ケアプラザ担当地区について、富岡第一地区は連合町内会の活動が活発であり、一方、富岡第三地区は単位町内会の活動が活発であるとの特色があります。地区社会福祉協議会や民生児童委員の活動もそれに準じた特色があるところとなっています。もう一つの担当地区である富岡西・能見台地区は現在のところ、いくつかの自治会町内会が協働しており、情報収集に努めている状況にあります。

いずれの地区の活動もそれぞれの歴史や思いを重ねたものであり、当ケアプラザはまず、これらの特性を十分に把握し、その特性に応じた連携となるよう努めています。また担当地区支援の際は、隣接の地域ケアプラザと共に地域支援にあたりますが、十分に情報交換するとともに、幾つかの事業などでは両ケアプラザが関わることでより効果が発揮できるものについては共催しています。

また、金沢区では地域支援チームを編成して各地区推進の支援に入っていますが、当ケアプラザもチームの一員として、より地元に密接な関係をもっており、そこで蓄積してきた情報等を提供するなどして全面的に協働していますが、これを継続させます。さらにまた地域支援チームの動きとは別に、普段の業務においても区と活発に会合を持ち、情報・意見交換を行っていますが、これもまた継続してまいります。

## 2 団体の状況

### (1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、業務実績等について、記載してください。

#### 1 団体（法人）理念

同塵会基本理念：『ご利用者に誠意の限りを尽くします』

#### 2 団体（法人）基本方針

- (1) 地域に開かれた運営とサービスの質の向上に努め、21世紀の新たな地域福祉社会の到来に向けて積極的な役割を果たします。
- (2) 利用者個人の尊厳が守られるよう、利用者の自己決定と選択を尊重し、利用者本位のサービス提供を目指します。
- (3) 利用者が自分らしく自立した生活が送れるよう健康管理を徹底し、保健・医療・福祉を総合した支援を行うように努力します。
- (4) 利用者自身の生活を基礎に、新しい人生を利用者・家族と共有できる温かな安心感のある同塵会を作る決意です。

#### 3 業務実績

##### (1) 法人概要

法 人 名 社会福祉法人 同塵会（どうじんかい）

本部所在地 横浜市港南区下永谷四丁目 21 番 10 号

設立年月日 昭和 41 年 3 月設立

代 表 者 理事長 松井 住仁

職 員 数 1,451 名（令和元年 12 月現在）

運 営 施 設 全 22 施設

- ・特別養護老人ホーム 8 施設、・認知症対応型共同生活介護 1 施設
- ・地域ケアプラザ 5 施設・認可保育所 8 園

##### (2) 事 業 内 容

第一種社会福祉事業 ①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

第二種社会福祉事業 ①短期入所介護（ショートステイ）②通所介護（デイサービス）

- ③訪問介護（ホームヘルプ）④認知症対応型共同生活介護（グループホーム）⑤居宅介護支援事業所⑥身体障害者居宅介護事業⑦障害者重度訪問介護事業⑧保育所⑨子育て支援事業

指定管理事業 ①地域包括支援センター②地域活動交流事業③生活支援体制整備事業

##### (3) 補足（その他の業務実績）

各種行政機関の政策・施策をバックアップする事も重要な社会貢献と認識し、積極的に取り組んできました。また公益性の高い社会福祉法人の責務として、地域の皆様に愛される法人・施設を目指して各種自主事業に傾注してきました。

##### 【受託事業】

- ・24 時間転送電話受付（芙蓉苑）
- ・高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業
- ・介護ロボット普及推進事業
- ・横浜市緊急ショートステイ床確保事業
- ・ヨコハマシニアボランティアポイント（ヨコハマいきいきポイント）事業 など

※ 上記、理念の周知や法人各事業展開における職員への周知は、毎月開催する幹部会（所長出席）や法人内所長会において得た情報をタイムリーに事務所会議などで目的や役割りを踏まえながら説明し、もって誠意の限りを尽くした事業運営を実施しています。

## 社会福祉法人 同塵会 沿革

|              |  |
|--------------|--|
| 昭和 41 年 3 月  | 社会福祉法人同塵会 設立   |
| 昭和 42 年 5 月  | 特別養護老人ホーム芙蓉苑開設（入所定員 50 名）※横浜市で最初となる特別養護老人ホーム（港南区）  |
| 昭和 50 年 4 月  | 芙蓉苑増改築工事竣工（入所定員 150 名）   |
| 昭和 53 年 4 月  | 和光診療所（芙蓉苑併設）開所   |
| 昭和 53 年 9 月  | 芙蓉苑在宅高齢者ショートステイ事業開始  |
| 昭和 57 年 9 月  | 芙蓉苑在宅高齢者入浴（施設）サービス事業開始   |
| 平成元年 1 月     | 特別介護棟開所・在宅高齢者デイサービス事業開始<br>入所定員：160 名（寝たきり高齢者 140 名、認知症高齢者 20 名）<br>ショートステイ：20 名（寝たきり高齢者 10 名、認知症高齢者 10 名）     |
| 平成 3 年 3 月   | 芙蓉苑在宅高齢者配食サービス事業開始   |
| 平成 3 年 7 月   | 芙蓉苑全面増改築工事竣工   |
| 平成 8 年 12 月  | 特別養護老人ホームいずみ芙蓉苑開所（泉区）入所定員：50 名 ショートステイ：10 名  |
| 平成 9 年 6 月   | いずみ芙蓉苑全面開所 入所定員：80 名（寝たきり高齢者 40 名、認知症高齢者 40 名）<br>ショートステイ：20 名（寝たきり高齢者 10 名、認知症高齢者 10 名）                       |
| 平成 9 年 9 月   | いずみ芙蓉苑認知症高齢者デイサービス事業開始   |
| 平成 9 年 10 月  | 芙蓉苑在宅介護支援センター事業開始  |
| 平成 10 年 9 月  | 横浜市下永谷地域ケアプラザ開所（港南区）   |
| 平成 10 年 10 月 | 芙蓉苑ホームヘルプサービス（滞在型・24 時間巡回型）事業開始<br>いずみ芙蓉苑ホームヘルプサービス（滞在型・24 時間巡回型）／高齢者配食サービス事業開始<br>横浜市下永谷地域ケアプラザ在宅介護支援センター事業開始 |
| 平成 11 年 7 月  | 横浜市下永谷地域ケアプラザホリデイサービス事業開始  |
| 平成 11 年 9 月  | 芙蓉苑・いずみ芙蓉苑ホリデイサービス事業開始   |
| 平成 11 年 12 月 | 介護保険制度施行に伴い、芙蓉苑・いずみ芙蓉苑・横浜市下永谷地域ケアプラザが居宅介護支援事業所指定   |
| 平成 12 年 1 月  | 介護保険制度施行に伴い、各種在宅福祉サービス及び施設サービスの事業者指定を受ける   |
| 平成 12 年 4 月  | 芙蓉苑、いずみ芙蓉苑にて、横浜市自立支援、在宅生活支援、障害者・難病患者等ホームヘルプ（滞在型・巡回型）事業開始 ※いずみ芙蓉苑は滞在型のみ   |
| 平成 12 年 10 月 | 横浜市富岡地域ケアプラザ開所（金沢区）  |
| 平成 13 年 8 月  | 横浜市下瀬谷地域ケアプラザ開所（瀬谷区）   |
| 平成 13 年 9 月  | 横浜市笠間地域ケアプラザ開所（栄区）   |
| 平成 14 年 1 月  | 芙蓉苑建て替え事業計画着工～平成 15 年 3 月 芙蓉苑一期工事竣工  |
| 平成 16 年 4 月  | 芙蓉苑全面改築工事竣工  |
| 平成 16 年 11 月 | 赤い屋根保育園開園（港南区）   |
| 平成 17 年 3 月  | グループホーム日限山ホーム開所（港南区）（定員 18 名）  |
| 平成 17 年 12 月 | 特別養護老人ホームサンバレー開所（港南区）（入所：100 名 ショート：30 名）  |
| 平成 19 年 5 月  | 特別養護老人ホーム新磯子ホーム開所（磯子区）（入所：120 名 ショート：10 名）   |
| 平成 21 年 4 月  | チエリーガーデン保育園開園（港南区）   |
| 平成 24 年 4 月  | 特別養護老人ホームリバーサイドフェニックス開所（南区）（入所：90 名 ショート：10 名）   |
| 平成 24 年 8 月  | ゲートタワーローズ保育園開園（川崎市幸区）  |
| 平成 25 年 4 月  | 中野島フレンズ保育園開園（川崎市多摩区）鶴見すずらん保育園開園（鶴見区）   |
| 平成 27 年 10 月 | 特別養護老人ホーム花見川フェニックス開所（千葉市花見川区）（入所：110 名 ショート：30 名）  |
| 平成 28 年 4 月  | 特別養護老人ホーム境町フェニックス開所（川崎区）（入所：120 人 ショート：20 人）<br>境町バイナップル保育園（川崎市川崎区）・小向さくら保育園開園（川崎市幸区）<br>横浜市日限山地域ケアプラザ開所（港南区）  |
| 平成 30 年 4 月  | 目黒かえで保育園開園（東京都目黒区）   |
| 平成 31 年 5 月  | 特別養護老人ホーム日野サザンポート開所（港南区）   |

## (2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

当法人は現在 22 施設を経営している大規模な社会福祉法人であると考えます。

現在、22 施設を運営していることは、各自治体より当法人の財務状況の健全性・安定性はもちろんのこと、経営方針に対する信任の証明であると同時に、当法人へ寄せられる期待でもあると認識しています。

当法人では、上記の期待に応えるべく、財務状況には常に留意し、必要に応じ補正予算を作成しています。施設建設のため多額の借入金がありますが、開設後には返済するとともに新たな繰越金が発生しております。新たな施設経営と経営努力により発生した繰越金により、法人はより一層の安定基盤を築くことができ、さらなる社会貢献へと寄与してきました。

また、法人の運営状況をホームページ上に公表しており、透明性のある法人でありたいと考えます。

施設の規模により収支に差はありますが、複数施設の経営を行うことにより、互いに支え合い、時には競い合う中で、多数の意見を聞くことにより改善を実施するなど、常に安定した経営ができる収益基盤の確保に努めています。また繰越金により新たな施設の建設・経営を進め、地域の雇用促進や職員賃金への反映を行うことで社会福祉の貢献を拡げ、安定した運営が継続していくことを常に念頭に置き、日々業務に取り組んでいきます。

### 3 職員配置及び育成

#### (1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

##### 1 所長（予定）者

地域ケアプラザは、地域福祉の中軸を担う重要な役割を持ち、所長に就く人物は、「豊かな人間性と地域福祉の経験」が求められます。

重要なスキルとして『コミュニケーション・マネジメント・危機管理』を認識しており、特に子どもから高齢者といった幅広い世代からの御意見や御要望などに耳を傾ける姿勢や、相手の立場に立った対応が行なえるコミュニケーション能力を持っている事が重要と考えます。

これらを踏まえて、当法人が指定管理を担っている既存5地域ケアプラザ所長経験者もしくは、専門職として地域福祉に携わった経験を基に公設民営にて設置される意義を十分に理解し、多彩で良質なサービスを提供できる人物を所長として配置します。

##### 2 職員の確保、配置

近年、福祉業界の人材不足問題が再浮上してきました。本事業計画においては原則として、当法人が運営する既存施設にて勤務する有資格者の配属が主戦力となります、当地域ケアプラザにおいても新規・中途採用職員の採用が見込まれることから、人材確保の基本的な手段について述べます。

###### (1) 新卒（中途）採用

新規採用職員の取組として、当法人では首都圏に点在する専門職養成校（大学や専門学校・高等学校）との長年に渡る信頼関係により安定的に新卒者の紹介を受けています。

また、福島・宮城・岩手の東北からの新規採用ラインも堅持しており、最近は、外国人の採用にも積極的に取り組んでいます。これらを最大限活かしつつ例年20名以上もの優秀な人材を採用しています。

###### (2) 一般採用

公益性の高い社会福祉法人においては、多種多様な雇用機会創出の効果を期待されていることも認識し、その目的を十分に理解した上で採用を実施します。また、専門職以外のスタッフについても、女性の社会進出や雇用促進による地域の活性化に寄与できるよう、未経験者や転職者、地域住民を積極的に採用し、子育て世代やシルバー世代など個々の事情に配慮した柔軟な就業形態を実現します。

## (2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

当法人の職員は、「利用者の喜びが自分の喜びに感じられる」人材育成を基本としています。

一般的に利用者に喜んでいただくなためには、高い知識・技術を持った専門家の育成が優先されがちですが、サービス提供の現場で感じる利用者の求めは、表面的な“テクニック”ではなく、その奥深くにある“思いやり”であり、“心”であると教えてきました。

当法人は、専門家としてのスキルと地域ケアプラザスタッフとしての心を双方兼ね備えたスタッフ育成をコンセプトとしています。

このことから、「福祉は人なり」とのポリシーに基づき、職員が誇りを持って意欲的に働き続けられる職場環境を目指し、専門性が高く思いやりをもった人材の育成こそが、ご利用者への質の高いサービスの提供、地域の皆様の満足度向上を実現するものと確信します。

その実現のため、法人全体として研修や資格取得支援の実施、外部への研修の他、各専門職で行われる法人内部署別勉強会や事業所間交流研修を実施し、職員個々が掲げる目標に向けて主体的に取り組めるシステムを確立しています。

またこれらの研修をすすめていく上で、学びたい気持ちが継続するように、職員1人1人をバックアップするため、所長をはじめとした役職者による面談体制を整えていることも特徴の一つです。今後についても熱意を持った人材育成と研修に取り組んでいきます。以下、ケアプラザに特化した研修システムについて表記します。

| 同塵会 地域ケアプラザ部門 応用研修プログラム      |   |                 |             |
|------------------------------|---|-----------------|-------------|
| 研修項目                         | 内 容   | 対象者             | 開催頻度        |
| <b>専門性を深める・広げる</b>           |   |                 |             |
| 法人内部署別勉強会                    | ○実際の事例を用いたケーススタディ形式による専門性の向上<br>○部署特有の課題の発掘～解決策の意見交換  | 法人事業所<br>対象職種職員 | 部署毎<br>2回／年 |
| 職種別<br>事業所間交換研修              | ○サービスを提供する上で必要となる専門的な知識・技術を練磨し、専門職としての資質の向上を図る<br>○実際の支援場面での実践的技術の習得（実習形式）                  | 法人事業所<br>対象職種職員 | 職制毎<br>1回／年 |
| 試験対策勉強会                      | ○福祉に携わる上で必要となる資格取得  | 希望者             | 随時          |
| 各種認定資格の案内<br>／勉強会            | ○発想力・提案力の拡充<br>○職制別の基本的な必要資格とは別に、福祉用具専門員・認知症専門員・レクリエーション指導員や、音楽療法・スポーツアクティビティー等、趣味活動講座の受講支援 | 希望者             | 随時          |
| <b>地域ケアプラザ内情報共有のための研修</b>    |   |                 |             |
| プラザ内連携勉強会<br>(ケース会議)         | ○事業所ごとの特性に合わせた、ケーススタディを中心とした具体的な支援方法や情報共有   | 全職員（プラザ内）       | 随時          |
| <b>市区行政主催研修を中心とした外部研修の活用</b> |   |                 |             |
| 外部研修                         | ○地域福祉に携わる上で必要な、より新鮮な情報の習得と、地域に反映されるよう実践的手法を学ぶ。<br>○「地域包括支援センター職員課題別研修」等を活用                  | 外部研修指定<br>対象者   | 随時          |

## 4 施設の管理運営

### (1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組みについて

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全（施設・設備の点検等）計画及び積極的な修繕計画について、具体的に記載してください。

市民の共有財産である地域ケアプラザについては指定管理者の責務として、ご利用される方が快適かつ安全にご利用いただくことはもちろん、施設及び設備について日常の管理・点検を確実に実施し、不具合を早期発見し、速やかに区へ報告・協議の上、必要な対策を講じます。

主な対応策としては、次の通りです。

- ・適切な入札を厳守した上で、実績を有する専門業者を選定し、施設管理者立ち会いのもと定期的な総合的保守点検を実施します。
- ・総合的保守点検の状況により、さらに専門化・細分化された専門業者による点検へと繋げる場合もスムーズな実施となるよう行います。
- ・業者の点検結果を基に修繕が必要な場合は、区と協議の上、優先順位を決めて適切に修繕します。
- ・以上をベースとして施設の長寿命化を目指しますが、ハード面からの長寿命化とともにソフト面からの施設の長寿命化も目指します。すなわち、「見た目」も意識します。いつでも綺麗で気持ちよく利用していただける施設を維持するために、独自に清掃担当者を設置し、専門業者の保守点検のみに頼らずに、職員による日常的な目視点検と清掃を行なうことで施設の長寿命化を目指します。
- ・さらに法人本部と協議し、緊急時に対応できる体制を整えています。
- ・急なトラブルの際に職員がチェックする箇所、連絡体制など円滑に対応できるよう専門業者による研修開催やマニュアルの整備により、ご利用者の皆様が安心して安全に利用できる施設管理に努めます。

## (2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制に関する意識の高さ・対応の適切性、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。※急病時の対応など。

突発的な事故・急病等の緊急事態発生時には、迅速かつ的確な対応を行います。

このことについて総合的効果的に取り組むために法人本部において総務課が危機管理対応を主管し、情報を収集するとともに、事務所・部署・担当間の連携を強化し、対象者に寄り添い事案処理するシステムを確立しています。また、法人全体の取り組みとして、毎月開催される幹部会や法人所長会などでも各事業所から事件事故を報告し、知見を共有するとともに事件事故防止の意識を高めています。

地域ケアプラザは、乳幼児から高齢者まで幅広い年代の方々や、障がい児・者の方々など広くご利用いただく施設であることから、事故が起きやすい施設であることを常に意識していきます。

事故については発生するまでは全く想定外のものもありますが、冷静に分析すると必ずしも回避不可能なものではなかったことに気が付く場合もあります。予測の範囲を普段から意識して広げ、予測可能な事故については未然防止策を講じて全力で回避することが重要です。事故防止のため普段からの整理整頓を含め、事故の起こりにくい環境を整備します。

### 1 事故（緊急事態）発生時の対応

- (1) 福祉サービスの現場には高度な安全配慮義務が課せられており、極力事故を回避しなければなりませんが、事故が発生することもあることを認識して、事故による被害を最小限に止める対応能力が求められます。  
当法人では、危機管理に関するマニュアルを整備し、不測の事態に備え対応手順や連絡体制を明確化し、全職員へ周知及び定期的な研修により有事に備えています。
- (2) 事案によっては、被事故者に対する初期措置の問題も浮上する可能性があります。当ケアプラザには、普段の貸館時間中は 2~4 名の看護師有資格者が勤務しています。緊急事態発生時には、医療的な観点からの初期対応も可能です。また、毛布の手当てなど具体的なケースへの対処にも配慮しています。
- (3) AED については、消防訓練や防災訓練の折など、AED の操作訓練を行っています。基本的に常勤職員は全員が操作でき、多数の非常勤職員も操作できます。また、ケアプラザ外の緊急事態にも対応の輪が広がるよう、「全国 AED マップ」に登録してインターネットによる検索ができるようにし、その存在の周知に努めていますが、緊急の連絡があればすぐに駆け付け、操作することもできます。

### 2 防災・防犯の対応

消防訓練では、通所介護の利用者などにも声をかけ、ケアプラザ全体で訓練を実施しており、管理者不在の場合であっても責任ある行動がとれるよう指示系統を確立しています。また、富岡消防出張所の協力を得て、避難訓練や AED 研修等を計画・実施しています。

また年1回は合築する富岡西ハイツと共に消防訓練を行っています。

夜間のセキュリティに関しては、専門業者に委託、防犯・防災・ガス漏れ・不法侵入等の発生を機器により感知し、不法侵入等の感知があった場合には警備会社からの連絡体制の他、15分以内に駆けつけられるスタッフの連絡先についても警備会社に告知しており、不測の事態にも対応できる体制を整えています。

これらの実績・体制は引き続き維持・継続してまいります。

### (3) 災害に対する取組みについて

#### ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難場所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や福祉避難場所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

日頃より、ケアプラザ全職員が、いっつき避難場所・地域防災拠点・広域避難場所を確認・把握するとともに、横浜市職員が自ら参集することとなる市内で「震度5強」以上の地震発生時には当ケアプラザのスタッフも身の安全を確保しながら自ら参集する体制をとっています。

当地域ケアプラザは、区との間に締結された「災害時における在宅要援護者のための特別避難場所の協力に関する協定」に基づく福祉避難所となるため、「福祉避難所開設・運営マニュアル」を作成しており、災害時には地域防災拠点からの要援護者とその介護者を受け入れます。

また、引き続き、適切な応急備蓄の整備・保管管理を行います。「福祉避難所の協力に関する協定」及び「福祉避難所開設・運営マニュアル」等に定めのない事項（例：災害発生時に住民がプラザに自主避難してきた場合の対応等）についても、金沢区災害対策本部（区役所）と連携を図り、人命の保護を最優先に、被災者の援助活動等に全面的に協力します。

毎年震災を想定した防災訓練を行っていますが、防災用具を点検するとともにマニュアルを確認し、応急物資の配置確認や避難者を初め、対応する職員の休息場所の確認など、より実際的な開設準備を念頭に入れた対応方法を確認し、全職員の認識を深めています。

#### イ 災害に備えるための取組みについて

震災や風水害等といった災害に備えるための取組みについて、具体的に記載してください。

平成30年4月から、ケアプラザは従来の「特別避難場所」から全国でも広く使われている「福祉避難所」へと名称が変わりましたが、名称変更のみで他に特に変わりはないと言われています。また、「福祉避難所の施設管理者は、発災後速やかに、福祉避難所として機能させることができるよう必要な措置を講じる…」とあるように、具体的な災害として主として震災を想定しています。

当ケアプラザでは、これまで毎年9月を中心として防災訓練を行っており、その際は通所介護の利用者などにも声をかけ、ケアプラザ全体で訓練を実施しており、より実際的であるよう、管理者不在の場合であっても責任ある行動がとれるよう指示系統を確立しています。また、富岡消防出張所の協力を得て、AED研修等を計画・実施しています。

また、当ケアプラザの一部は土砂災害警戒区域に該当しており、土砂災害対応マニュアルを作成し、具体的に屋内避難することとして移動する避難訓練を行っています。

以上は従前からの対応でしたが、令和元年9月、金沢区が集中豪雨に襲われた際、当ケアプラザは全館床上浸水の被害を受けました。金沢区はこれまで、地勢的に一定の地域についてのみ風水害を想定した対策を講じてきましたが、金沢区集中豪雨以降にも、引き続き金沢区沿岸地区に甚大な被害をもたらした台風15号・19号などこれまでの想定を超えるような巨大台風が来襲するなど、気象の様相も一変しました。これらを背景として、これまであまり対応を想定していなかった災害について、区内の他ケアプラザ所長や関係機関とともに、福祉避難所としてのケアプラザの課題は何か、として具体的な検討を始めたところです。

#### (4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

地域ケアプラザは、公設民営で指定管理制度により運営される極めて公共性の高い事業所であり、名称に「横浜市」が含まれることを重く受け止め、その公平性と中立性が担保されなければなりません。

公的施設であるため、市民・団体の皆様から利便性や用途の柔軟性を求められる事も生じてくるものとは思いますが、公正・中立な管理が崩れることは結局はご利用者の不利益になってしまうことへの理解を促していきます。また、介護保険サービスの業界においても民間事業者が公的施設に対して厳しい視線を向けていることも忘れずに取り組んでいきます。

##### 1 市民、団体を対象とした中立性の確保

横浜市指定の『登録予約制』をベースとして、中でも反社会勢力や営利、政治、宗教等を目的として利用禁止となるものについては、区と連携し適切な対応を厳守します。使用禁止となる可能性のある事例については、すみやかに区へ報告・相談し、トラブルが生じないように対応していきます。

##### 2 自法人を律する公正中立の確保

既存の5つの地域ケアプラザの自法人による運営を通じて、設備や備品の管理を初め、地域包括支援センター・居宅介護支援事業所におけるマネジメント等については特に注意が必要であると認識しております。いつ、誰から指摘を受けても透明性を持って説明を行い、納得を得られる公正・中立な運営を行うことが指定管理事業受諾法人の義務であり、自らを律する姿勢で管理・運営にあたります。

##### 3 介護保険サービス事業者に対する公正中立の確保

当法人は、社会的問題としてクローズアップされることのある一部事業所による利用者の囲い込みに準ずる行為が利用者本位に反すると認識しており、公益性の高い社会福祉法人として予てより公平・公正な立場であることを徹底してきました。

地域包括支援センターにおける相談などの際は、ハートページなどを活用・提示するとともに、サービス事業所の選択や居宅介護支援事業所への紹介が、公正・中立を基本に利用者自らが選ばれたことを証明できるよう、細かな記録や確認書を作成おり、今後も引き続き、同じスタンスに立って実施していきます。

さらに毎年利用者（相談者）に対してアンケートを行い、実際に受けた相談・説明の模様をお尋ねし、これらが実際に行われていることの確認を行っていますが、これも継続して実施していきます。

なお、区内の指定居宅介護支援事業所一覧やハートページ活用は当然の事ながら、相談のニーズや勘案される必要なサービスに充分に対応するため、各事業所の特性や長所等を把握する必要があります。そのため日頃から各事業所との連携を密にしていきます。

## (5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

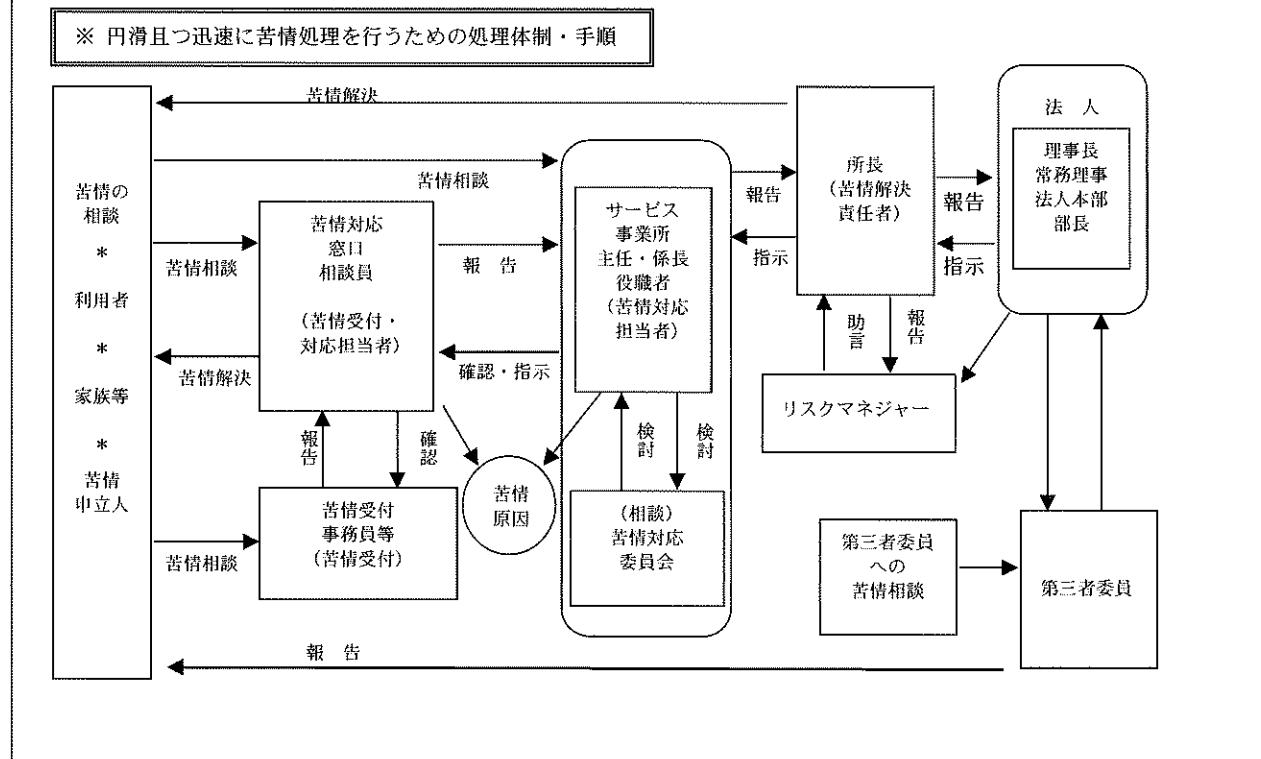
利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

当法人は、長きにわたる地域ケアプラザ等の事業運営を通じて築いてきた地域住民・行政機関との関係性を基礎とし、地域が抱える潜在的な課題をきめ細やかに把握することに努めてきました。

当地域ケアプラザにおいても、横浜市の指定管理者という公的責任を負うことは勿論、頼られる社会福祉法人として意見・要望を真摯に受け止める姿勢を持ち続けていきます。

具体的な方法として、利用者アンケートや意見箱の設置の他、地域行事や会合などにおいて何気なく話された内容も「ご意見・ご要望ノート」に記載した上、会議などにおいて把握されたニーズや要望を分析し、計画的に適切に対処できるよう地域ケアプラザの各事業において誠意を持って取り組みます。

苦情に関しては、より迅速な対応が求められることから、当法人では各職責に応じた役割や解決までのプロセスを明確化し、実践的な苦情処理システムフローを構築してきました。苦情解決責任者が、真摯に対応する事でスムーズな苦情解決を実現します。



## (6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

### 1 個人情報保護について

当法人は、22事業所を運営する社会福祉法人であり、取り扱う個人情報は膨大で、個人情報取り扱い事業者として重大な責任を担っています。

具体的な取り組みとしては、個人情報保護に関する研修の実施や、マニュアルの定期的な見直し、またパソコンなどは、パスワード管理や施錠された場所に保管するなど、平素より適正な個人情報の取り扱いに努めています。さらに、「ヒヤリハット」を作成し、当地域ケアプラザの事例だけでなく、法人内及び横浜市内のケアプラザで発生した事故に関しても自身の業務と照らし合わせて未然に防ぐ方法として活用しています。

### 2 情報公開への取り組み

公益性の高い社会福祉法人の責務として、各種法令を遵守することは勿論、区民へ積極的に法人情報を公開します。具体的には、法人の概要や沿革、また役員や定款、運営状況や経営状況、その他施設情報等を当法人のホームページで公開しています。

なお、指定管理に関わる当ケアプラザの事業計画や報告等は区への提出物として区のホームページで公開するほか、当ケアプラザ内でも常時気軽に手に取って閲覧できるようカウンターに置いています。

### 3 人権尊重への取組

横浜市は「横浜市人権施策基本指針」を策定し、また改訂を加え、様々な差別や人権問題に対し行政・市民が一体となって誰もが自らの権利を侵害されることなく住みやすい街づくりに尽力していると理解しています。

人権尊重に向けた啓発や活動は男女共同参画や外国人市民などの多岐にかかる問題が存在し、一義的な解決は難しいのが現状ですが、地域ケアプラザでは内部で人権啓発研修を行うほか、区役所で行われる研修をはじめとした外部研修にも積極的に参加しており、今後も継続して取り組んでいきます。

## (7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

ヨコハマ3R夢（スリム）プラン、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

指定管理下で運営される当地域ケアプラザにおいては、行政施策の趣旨に基づいた活動を更に推進する役割を担っていると認識しています。特に限りある資源を有効に活用して「3R」をより浸透させる取組は率先して実施すべきであると考えます。

また、当地域ケアプラザの運営によって、さらに街が活性化するよう、横浜市が制定した横浜市中小企業振興基本条例の主旨に則り、市内経済の発展による市民生活の向上に寄与したいと考えます。さらに、男女がお互いにその人権を尊重しつつ個性と能力を十分に發揮できるよう、対等に参画できることを推進するように配慮した運営を行っていきたいと考えます。

### 1 「3R」活動の推進

「ヨコハマ3R夢プラン」の更なる推進を図るため、法人内に在籍する廃棄物管理者の経験者からの助言などで、地域の模範となる取組を実践することはもちろんのこと、地域住民も巻き込んで『楽しく、気軽に、便利』をキーワードに以下のようないくつかの3R活動に取り組んでいきます。

#### (1) リデュース（発生抑制）

- ・プロジェクトの活用による紙資料の削減及びコピー用紙の裏面使用

#### (2) リユース（再利用）

- ・「里帰りプロジェクト」の取組として、プリンターのインクカートリッジの回収箱を設置
- ・富岡コミハケア祭の際の不要品の寄付受付とバザー実施

#### (3) リサイクル（再生）

- ・分別回収の説明（担当ケアマネジャーなどによる高齢者世帯への説明）
- ・資源ごみの分別徹底化
- ・エコマーク等環境ラベリング商品の購入配慮

### 2 中小企業優先発注

当地域ケアプラザが行なう工事の発注、物品・役務の調達等にあたって市内中小企業の受注機会の増大を図ります。

また、当地域ケアプラザの担当エリアにある京急富岡駅の周辺には店舗が並んでいますが、これらの店舗において当地域ケアプラザで開催される会合やイベントで使用する商品を購入することは、店舗の周知にも繋がっています。日頃から地域における店舗などの特徴や取扱品にも関心を高めることで、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、市内経済の発展及び市民生活の向上に寄与していきます。

### 3 男女共同参画推進

当地域ケアプラザが行う諸活動、なかでも特に地域住民に影響の大きい地域活動の支援やボランティア活動支援などでは、意識して男女が共に主体的に参加できるように配慮します。活動に積極的に参加する層の発掘の際はもちろんのこと、例えば一般的には講座などを開催する際、男女の別なく共に参加する講座などを開催したりしますが、時には企画段階から入って頂き、男性向けの料理教室や女性だけの体操教室なども開催します。まずは活動や参加しやすい体制を整えることも重要と考えるとともに、これらの活動を行う際も男女が地域で共生していくことが底流にあることを意識し、地域コミュニティーの醸成強化に努めていきたいと考えます。

## 5 事業

### (1) 全事業共通

#### ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

当法人は、地域ケアプラザが運営する各事業の稼働率や館内に立ち入られた地域住民の人数（利用者数）が地域ケアプラザの存在意義を図る指標であると捉えています。施設の利用率向上の前段階としてケアプラザの存在や役割を幅広い世代に知って頂くことが重要と考えております。まずは地域の皆さまが気軽に立ち寄れる開かれた施設であることの周知を図り、「ここにケアプラザがある」と認識していただけるよう、色々な機会を通じて積極的にアピールしていきます。

現在、京急が主体となって構築しようとしている協働型モビリティシステム（小型電動カート等を利用した乗合型移送サービス）について、当ケアプラザ前を通過するコースとなるよう、またケアプラザが発着所の一つとなるよう全面的に協力を申し出ており、試行も重ねていますが、本格的稼働の折りはケアプラザの存在の周知に直接繋がり、さらに有効な施設利用にも繋がるものと期待しています。

稼働率の代表的なパロメータとなる地域活動交流の施設貸出については稼働率100%を目指しますが、高い稼働率実績のある多目的ホールについてもさらに夜間の講座開催（「ナイトヨガ」）や自主サークル（ダンス・楽器演奏等）の誘導を進めており、これらをさらに促進させます。

#### 利用率促進にむけた具体的手法

平均稼働率の向上を目指し、次のような取組を実施していきます。

##### (1) 広報活動

地域ケアプラザの存在を広くご理解いただくために積極的に広報活動に努め、地域全体隅々に行き渡るPR活動を展開します。

- ・広報誌「富岡地域ケアプラザからのお知らせ（愛称あっとほーむ）」の隔月発行、広報よこはま「かなざわ版」へのイベント掲載
- ・各種福祉保健団体の会合など地域の活動に積極的に参加し、信頼関係を深めます。

##### (2) 集客力のあるイベントの実施

地域ケアプラザを多くの方に身近に感じていただくには、施設に来ていただく事が最も効果的な方法の一つです。そのため、魅力があり集客力のあるイベントや講座等を開催し、「はじめて地域ケアプラザにきました」という方を増やしていきます。

- ・地域主体のコミハ・ケアプラ祭り（地域ケアプラザ祭り）の開催
- ・地域の方が作品を展示するケアプラザギャラリーを提供
- ・その他、子どもや高齢者など様々な対象をターゲットにイベントを開催します。

##### (3) 自主活動グループやボランティアの育成

夜間の稼働率を向上させるため、働く女性をターゲットにした「ナイトヨガ」講座を開催し、調理室の稼働率向上のため、高齢の男性をターゲットにした「男の料理教室」を開催。継続していますがさらに自主性を促進し、また好評の歌声広場もグループを分けるなどして自主性を高めるとともに、これらを施設利用の促進につなげる工夫を加えます。

今後も、施設の稼働率や地域のニーズを見極めて、必要な自主活動グループやボランティアの育成をしていきます。

## イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の情報提供）

高齢者・子ども・障害者等の分野に関する情報提供の取組についての考え方、提供手法について記載してください。

相談に関しては誠意をもって取り組み、特に地域ケアプラザのコンセプトである「誰もが住み慣れた地域で安心して暮せる」ように、正確でタイムリーな情報提供を行い、地域の皆様から「何かあったらケアプラザ・何はなくてもケアプラザ」と言われる施設づくりを目指します。

### 1 情報提供のスタンス

情報提供は情報発信と共に相談等による相互交信も重要と考えています。具体的には情報発信の場であるとともに相談はいつでも受け付け、電話や窓口ではもちろん、ご自宅等への訪問相談にも気軽に出でています。高齢者の方の認知症及び日常生活課題に関する情報提供・相談は増加しています。今後も地域ケアプラザで相談できることをさらに広く周知し、相談件数を増やしていく必要があります。

子育て・障がい児者等の情報提供・相談については、実績の幅が大きいのが実情です。子育て・障がい児者関連団体とのつながりをさらに強めるとともに、区役所と連携し、情報提供や専門相談機関に繋げていく取組を進めが必要と考えています。またケアプラザ内でも気軽に集まれる場を設け、情報交換もできるよう配慮しています。

### 2 対応策

#### (1) 地域ケアプラザが相談・情報提供源であることの周知

高齢者・子ども・障がい児者等の支援が必要な方は、様々な課題が複雑に絡み合い、どこに相談して良い分からない方も多くおいでです。これらの方々に私達が、課題解決をコーディネートする一番身近な相談窓口であることを広くご案内します。具体的には、広報誌等による周知のほか、シニアクラブや育児サロン等の地域の様々な集まりに積極的に出向き、インフォーマルサービスを含め、きめ細やかな相談ができる事を周知します。

#### (2) 当地域ケアプラザでしかできない相談・情報提供の実施

サービス提供事業者はもちろん、当地域ケアプラザでしか把握できない地域のインフォーマルサービスを含めた情報提供を、相談に来られた方の視点に立って積極的に行います。

そのために当地域ケアプラザの全職員は、縦割りの窓口ではなく、職員相互に連携して情報を整理共有し、適宜適切な提供が可能な体制を整備します。

具体的な情報提供手法の例をあげます。

- ・区役所や関係機関との連携を十分に図り、対象者へ適宜適切で分かりやすい鮮度の高い最新の情報を提供します。
- ・当地域ケアプラザで実施する事業（地域包括支援センター・地域活動交流等）に関する情報を地域に広く発信します。
- ・地域で行われている活動に職員が積極的に参加し、状況を把握して、スムーズにインフォーマルサービスに繋げていきます。

## ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

当地域ケアプラザのスタッフは、自身の配属部門や業務内容を超えて地域の皆様に福祉従事者として如何に貢献できるかを考え、実践することが本分と考えます。円滑な課題解決のためには、地域ケアプラザ内の各部署間が連携して情報を共有することが重要です。また地域内の関連施設と連携して取り組むことが最良の手段です。

### 1 5部署（地域活動交流、包括支援、生活支援体制整備、居宅介護支援、通所介護）の連携と情報共有

毎朝の朝礼にてケアプラザ内各部署の予定等を確認する他、適切な情報共有のために、毎月全部署常勤職員が参加する事務所会議、またコーディネーター・サブコーディネーター会議など各種会議により、最新の地域情報を正確かつ効率良く全スタッフが把握しており、担当者不在時においても、全スタッフ誰もが地域の皆様の担当者であるとの共有認識で円滑に対応していきます。

### 2 5職種連携の推進及び会議の活用

きめ細やかな地域支援を行うには、地域包括支援センターの3職種（主任ケアマネジャー・保健師・社会福祉士）に地域活動交流コーディネーター、生活支援コーディネーターを加えた5職種が常に連携し、情報共有することが特に重要と認識しています。一般的な会議を開催し、情報共有する他、情報自体をバトン的にリレーすることもあります。

ケアプラザ内全体での情報共有も重要で、上記の他に仕組みとして次のような会議を行い、情報共有に努めます。

- ・包括・居宅連携会議（出席者：包括職員と居宅支援事業所ケアマネジャー全員）
- ・デイ会議（出席者：デイサービス部署常勤職員及び介護スタッフ全員）

### 3 関連施設等との連携

#### (1) 各町内会館との連携

町内会館は地域の皆様にとって最も身近で行きやすい施設であり、町内会館で行われる行事や事業と連携することはケアプラザにとっても大変に有効です。各町内会館で計画的に福祉保健系講座等を実施していきます。

#### (2) 小中学校との連携

直ぐ近くの富岡小学校だけでなく、地区内の小中学校と連携することは、学習効果だけでなく、地域に目を向ける児童生徒の育成にも効果的と考えます。

#### (3) 地域作業所等との連携

サロン開催時など、近くの地域作業所の皆さんのが作ったパンやクッキーの販売をお願いしていますが、今後も繋がりを大事にしたいと考えています。

#### (4) 区内各地域ケアプラザとの連携、他

金沢区内のケアプラザとは各種会議、部会、連絡会等を通じて様々な情報を交換しています。また、保育所、障害者施設、医療機関等幅広く連携し、より効果的な事業となるよう取り組みます。

## **エ 地域福祉保健のネットワークの構築について**

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

担当する富岡第一地区、富岡第三地区および富岡西・能見台地区には様々なネットワークが存在しており、地域を支える力になっています。当地域ケアプラザは地区全体に包括的なネットワークを張り巡らせるべく、点在するフォーマル・インフォーマルの社会資源を線で結びつけ、安心できるまちづくりに寄与したいと考えています。

### **1 連合町内会、町内会等地縁地域団体との連携**

連合町内会・町内会は災害時までを見通した顔の見える関係づくりなどを推進しており、地域福祉保健ネットワークの要ともなっています。地区社会福祉団体協議会や民生委員児童委員協議会等との関係と併せて密接な連携は必須と考えており、いろいろなネットワークもそこが起点となって派生しています。

こうした地域団体は活発に活動しており、各種会合等には今後も引き続き出席させて頂きたいと考えています。また各地区で行われる推進連絡会も重要な連携組織となります。

このネットワークを支援し、ますます発展していただくことは当ケアプラザの大切な役割の一つであると考えます。

### **2 運営協議会や地域支え合い連絡会の活用**

運営協議会は地域ケアプラザの運営状況の報告や協議を行うために地域住民団体代表などから構成され、定例的に開催されている会議ですが、集まって頂く皆さまとの貴重な地域力向上のための機会とも捉えております。各種団体のリーダー的な方々にお集まりいただく機会でもあり、その折々の話題をキャッチし、意見交換を行い、ネットワークづくりに繋げます。

支え合い連絡会も当ケアプラザではその都度幅広い層の皆様にお集まりいただき、ご意見を伺う会議として発展継続させています。こちらの会議も新たなネットワークづくりの“種”とすべく積極的な取り組みを継続していきます。

### **3 学校と施設の交流会等の活用・展開**

毎年隣接する能見台地域ケアプラザと協働して「学校と施設の交流会」を開催しています。エリアにおける福祉施設と保育園～高校との連携体制づくりを目的としています。それぞれの施設の特徴や役割を改めて確認するほか、施設同士の連携に繋がっており、様々な関連施設のネットワークづくりにも寄与しています。

以上に概要を述べましたが、当法人は近隣の既存団体等と緊密なネットワークを形成しており、これらの連携を継続・発展させることができると新たに新たなネットワーク網を広げる大きな力となっていくものと認識しています。今後もこの姿勢を基本としながら地域と共に歩んでいくことが当地区の発展のために当ケアプラザが託された役割であると考えます。

## オ 区行政との協働について

区政運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

地域ケアプラザは、管理運営に関する基本協定書にも掲げられている通り、区政運営方針や区地域福祉保健計画等、区の方針のもと、区行政と協働して事業に取り組むことが求められています。その責務を認識し、ケアプラザと区役所は、必要な情報や各々が抱える問題・課題等を共有し、課題解決に向けて役割分担していくこと、またそのために有効な関係性を保っていくことが必要と考えます。

### 1 協働関係性構築の第一歩

ここでも、区役所とケアプラザの職員同士が顔の見える関係を構築・維持していく必要性があります。そのために、区が入った担当者会議など、業務担当別及び業務横断的な会議等で意見交換を行います。そこでお互いの業務特性をよく知り、尊重しあえるような関係を作るようにします。

### 2 区との事業計画・事業報告についての協議の場の活用

毎年、区とケアプラザの間で、その年度のケアプラザの事業計画や実施報告について協議が行われます。そこでは事業計画・実施報告の点検確認・実施検証・振り返り・更なる計画等への反映などが具体的に取り上げられることとなります。その検討の中で、基本方向を確認し、場合によっては修正を行うことで、ケアプラザが区行政と同一方向のベクトルを共有することを確認します。

### 3 区の施策への積極的な協力

毎年策定する区運営方針として、今年度の基本目標として「地域の皆さんと共に考える、挑戦する、つくる！」が挙げられ、そのもとにいくつかの施策が掲げられています。当地域ケアプラザは、区運営方針に示される施策に対して、積極的に関わりをもちます。

### 4 区が協働する事業等への広範な協力

主として高齢化した地区内住民の買い物支援や通院支援等について色々な場で話題に上っていますが、最近に至り、地区内でのセブンイレブンによる移動販売や京急等による小型電動カートの公道上での実証実験等が、区と広範な層の方々の協力によって実現しつつあります。当ケアプラザは当初よりこれらの事業に積極的な係わりを持たせて頂いています。

また、「地域におけるシニアパワー発揮推進モデル事業」にも区と協働して取り組み、結果を得たのちも、地域住民、学校などを巻き込んだ事業として継続展開しています。今後も、各種の動きに注目し、区全体で実現したいと考えている先駆的な取組などに協力して参ります。

## **力 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について**

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

令和2年度は第3期金沢区地域福祉保健計画の最終年になり、次期指定管理期間の初年度となる令和3年度は第4期金沢区地域福祉保健計画がスタートすることになります。この間、第3期計画の実施・振り返りを行うとともに、第4期計画の区全体計画と地区別の計画を策定することになります。

当地域ケアプラザは、第3期地域福祉保健計画の取組を踏まえ、経験とノウハウを活かして、地域の主体的な取り組みを積極的にサポートしていきます。

さらに個別ケースの対応などについても、積極的に区と情報交換と議論を重ねて、役割分担を明確にし、連携して対応します。

今まで培った地域情報を提供させて頂きながら、区の事業発展に寄与することは、指定管理者としての責務と理解しており、確固としたパートナーシップを持って地域福祉の発展に取り組んでまいります。

### **1 区地域福祉保健計画の推進**

区地域福祉保健計画は、当地域ケアプラザにとって、富岡第一地区、富岡第三地区および富岡西・能見台地区の各地区計画と併せて、貴重な施策であり目標であると認識しています。第3期区地域福祉保健計画の基本理念である「誰もが安心して 健やかに住み続けられる 支え合いのまちづくり」を実現するために、私達の運営理念である『ご利用者に誠意の限りを尽くします』のもと、計画の推進に全力で取り組んでいきます。

### **2 地域支援チームへの参加と貢献**

地区的計画を推進する地域支援チームの一員として、地域ケアプラザの機能を活かした支援の方法を提案していきます。具体的には、地域活動交流、生活支援体制整備と地域包括支援センター職員が中心となり、地域支援チーム会議に出席し、情報の提供やチームメンバーと情報共有に努めます。

### **3 地区の特性を踏まえた地区別福祉保健計画策定のサポート**

地区別福祉保健計画の策定は、地域住民自らが行うことになりますが、策定の過程では、ケアプラザが積極的に関わりを持たせて頂きます。話し合いの場には当初期から入り、地区ごとの特性をよく把握した上で、全体的な位置づけなども考慮したサポート体制を取ってまいります。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア　自主企画事業について

高齢者・こども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

自主企画事業のキーコンセプトは、当地域ケアプラザ自身が自由に作るのではなく、地域住民の皆さまが考えられたキャッチフレーズ、「みんなの顔が見える街」（富岡第一地区）、「誰もが安心して暮せる『まち』にしよう」（富岡第三地区）が実現されるよう、地域支援チームの一員としてふさわしい事業計画の展開に努めています。

高齢者・こども・障害者等の自主企画事業は地域のニーズに応えることが重要と考えます。また、地域の人材の発掘・コーディネートを行いながら事業展開を行います。

- ① 高齢者に関しては、地域ニーズに応える形で発足した、“声を出して歌う”“激しい運動はできないが運動はしていきたい”などの地域ニーズに応える形で発足させた事業や“男性が参加しやすい”事業として発足させた料理教室や男性だけの歌広場などを継続し、外に出て活動できる企画を考えます。
- ② 子どもに関しては、行政が行う0歳児事業を卒業する保護者に向けて年齢別の事業展開を考えます。子育て世代との関係づくりを行い、地域の組織の大切さを伝え、ボランティア活動に繋げていきます。また、小学生の居場所づくりとして部屋を開放します。
- ③ 障害に関しては、小・中学生を対象とした月1回開催する余暇支援“ひなたぼっこ”などを継続し地域の人たちとより多く関われるような事業を行っていきます。また、いろいろな場面で慰問できるような仕組みづくり、例えばデイサービスでの慰問やケアプラザ祭りでの発表などを考えていきます。さらにエリアの小学校や地域との繋がりが継続していくよう意識しています。
- ④ その他、多世代交流を行います。高齢者が伝えたいことと子育て世代の声とをマッチングさせるような事業を展開していきます。

私たちは、地域の皆様に好評を頂く自主企画事業を行うには、地域の実情や課題を十分に把握し、目的意識を明確にしたうえで立案する必要があると考えておりますが、そのためには継続した活動を行うことこそが事業を有意義にさせる秘訣であると認識しています。私たちは、平成12年よりこの地域の実情把握に努めてきており、課題解決のための自主事業を企画展開してきたことから、今までの経験と関係性を糧として、地域ニーズに応じた自主企画事業を展開して参ります。

なお、これらの事業については、常に自主事業化への促しを目指しますが、分野の特性によっては難しい点があるとも考えています。

子育てに関しては、子どもの成長によりケアプラザとの関わりが少なくなります。そこで成長過程に応じて今までよりも長い時間をかけることで、地域に関する関心を持ってもらったり信頼関係を築くことでき、地域における担い手の発掘にも繋がると考えています。

また、障がい児に関しても成長過程に長く関わることで保護者との関りが継続し、さらに地域との関係づくりへと繋げていけると考えています。

## イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉・保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進をはかるための具体的な取組を記載してください。

福祉保健団体の皆様に、貸出し施設をより頻繁にかつ効率的にご利用いただくことは、地域の福祉保健活動が活潑になることに繋がるものと認識しており、公的な施設である地域ケアプラザは、積極的に利用促進に向けた取組を行なうことが責務であると考えます。今後の施設貸出しに関して取り組む内容と活動する場の提供について主なことは、次のとおりです。

### 1 広報

- ・広報誌「富岡地域ケアプラザからのお知らせ」の定期発行による周知
- ・ポスター、チラシの掲示
- ・登録団体活動の紹介、参加者募集の掲示パネルの設置
- ・地域の定例会、地域活動におけるPR
- ・活動団体の周知のチラシ作成

### 2 スケジュール・環境管理

- ・施設の空き情報の見える化
- ・希望時間帯の聞き取り調整
- ・スタッフによるタイムキープ
- ・スタッフによる目配りときめ細かな清掃・整理整頓

### 3 コーディネート

- ・施設利用者調整会の開催
- ・部屋の面積と活動内容のマッチング
- ・活動団体の紹介も含めた利用者懇談会の開催
- ・施設の有効スペースの活用

### 4 環境

- ・利用しやすく心地よい雰囲気づくり
- ・スタッフマナーの向上

なお、有償で施設利用する団体にも、福活動団体としての活動に繋がるよう積極的に働きかけてまいります。

## ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

### 1 ボランティアの発掘・登録

誰もがボランティア活動を通じて自立と共生の素晴らしい体感できるように対象者を選ぶことなく、すべての住民をボランティア活動対象者として、登録の窓口は広く開けて受け付けます。私たちは経験上、「何かをしたいけど何ができるかわからない」などのお声を多く聞きます。活動に内容ありきではなく、その気持ちを大切にして、まずはボランティア登録をしていただくことに注力します。供給側となるボランティア活動希望者のパーソナリティや活動時間、場所等の諸条件を問わず登録いただくためには、需要側となるボランティアを必要とする団体をどれだけ把握するかが重要だと考えます。

具体的には、次のようなことを考えています。

- ・広報誌、ケアプラザ内の掲示などでボランティア募集を掲載。
- ・子育て世代からの繋がりを生かし、声かけを行う。
- ・自主事業などに参加している人に呼びかける。
- ・地域のいろいろな活動に参加し、声を拾ってくる。
- ・子育て事業で最初からケアプラザの事業趣旨を伝え、参加を促す。

### 2 育成への取り組み

実際の活動に向けた重要なプロセスであり、懇切丁寧に取り組んでいきます。

どのようなボランティア活動をしたいのか、需要側がどのようなボランティアを必要としているか、ボランティアをしたいという方に向けて、ケアプラザのボランティアの内容、地域でのボランティア活動を伝えます。

さらに、スタートとなる「何ができるか？何ができないか？」との個々のパーソナリティを基に適性を見極めた上で、どのようなボランティア活動を行いたいのか話し合いを続け、活動へと繋げていきます。

### 3 コーディネートの取り組み

ボランティアコーディネートにおいて大切なことは、活動先を1件でも多く把握し、そのニーズを十分に理解することです。近隣施設などと連携を行い1件でも多く活動先を把握し、施設内だけの活動ではなく地域へ還元できるようなコーディネートを心がけています。

若い世代には若い世代に向けての短時間のボランティア活動、子どもがいてもできるボランティア活動、子育て事業の中で父親が参加している自主事業では父親に向けて呼びかけを行います。

さらに、ボランティア募集やボランティア照会パネルや資料などを作成し、近隣サービス事業所や活動団体に幅広く活用していただきます。

情報については5職種で常に共有し、包括からの情報も地域活動交流の事業に繋げていきます。また、ニーズにマッチした仕組みづくりを考え、子育て世代でもボランティア活動を行える事業を提供することを考えています。

## 工 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

福祉・保健活動等に関する情報収集及び情報提供の課題としては、区内で様々な活動が展開されているのにも関わらず、その情報が必要な方に十分に届いていない実態があります。最新の地域情報を収集・把握し、幅広く周知するために、地域住民の暮らしに役立つ地域活動の情報発信に努めます。今後も行っていく内容は、次のとおりです。

### 1 情報収集

- ・連合町内会、地区社会福祉協議会等の地域会議の参加。
- ・地域サロンへ参加し、地域の情報を収集。
- ・地区内の小中学校へ随時伺い、児童生徒のニーズ収集。  
(ちなみに、当ケアプラザの地域活動交流コーディネーターは、近くの富岡小学校の学校運営協議会委員をお受けしており、日常的にも児童と地域の交流を図り、課題解決にあたっています。)
- ・地域包括支援センターの初回相談票を確認し、個別ニーズの把握。
- ・区コーディネーター連絡会、地区社会福祉協議会分科会などへ参加し情報収集。  
など

### 2 情報提供

- ・法人ホームページや情報ラウンジ（施設内）への情報掲示。
- ・広報誌「富岡地域ケアプラザからのお知らせ」を隔月で発行。  
なお、広報誌は地域ケアプラザからの情報発信に留まらず、広く福祉保健に関する情報も伝えていきます。
- ・町内会回覧板や掲示板を利用し情報提示。（広報誌も回覧、掲示して頂いています。）

なお、収集した情報は区役所や地域包括支援センター、区社協などの地域支援チームで共有し、地域で困っていることには、関係機関と連携し改善に向けて協力していきます。

また、ウェブサイトの活用の際は、セキュリティの確保とウェブアクセシビリティに配慮します。

今後もこの取組を継続し、高齢から若い世代まで幅広い世代へ情報収集・提供、欲しい情報が自然と手に入るよう工夫し提供できるよう努めます。

### (3) 生活支援体制整備事業

#### ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

富岡第一地区は富岡西1丁目・2丁目・3丁目・富岡東1丁目・3丁目にある7つの町内会・自治会で構成されています。地区内の拠点は連合の会館1つと7町会のうち自治会館・町内会館があるのは2町会のみで、他に拠点となる公共施設が少ないこともあります。地域の行事は連合単位で多く行われています。富岡第三地区は富岡西2丁目から7丁目にある5つの町内会で構成されており、全てが拠点となる町内会館を有し単位町内会ごとの活動は活発です。

両地区内で開催される行事、サロン、体操教室などの集いの場に足を運び地域住民やシニアクラブ、ボランティアグループ、民生委員との顔の見える関係づくりに努め、地域状況や課題、高齢者のニーズなどの情報を得られるような信頼関係の構築を目指してきました。しかし定期開催されているサロンや体操教室の参加者は固定化しており、新たな接点を持つ難しさがあります。より多くのニーズ把握・分析ができるように引き続き地域の既存の集いの場に参加を続けそれぞれの場での情報や話題をつかみネットワークづくりにつなげていけるようにするとともに、他職種と共同で事業の企画開催を行うことで新たな地域住民・高齢者との接点をつくっていきます。

毎月開催される民生委員・児童委員協議会の定例会には出席を続け、民生委員が活動を通じて感じている高齢者のニーズ、地域状況などについての情報を得る機会とします。

5職種間での情報共有、ケア会議の場などから個別事例も収集し、生活上のニーズ把握に活かしていきます。またセブンイレブンによる移動販売や京急等による小型電動カートの実証実験という事業に関わりを持つことで、広域のニーズ把握・分析に活かせるよう努めます。

#### イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

地区社会福祉協議会や民生委員・児童委員協議会の定例会、役員会、情報共有の場などに参加し、地域の取り組みについて把握します。富岡第一・第三地区内で定期的に開催されている体操教室・サロンの情報をまとめた福祉マップとサロン情報、富岡第一・第三地区住民の日常生活圏域で宅配・配達サービスが行われている店舗情報と移動販売を行っている事業者をまとめた『富岡西お買い物情報』を更新することで社会資源の把握に努めます。

地区内のボランティアグループには介護保険制度の施行により依頼が減少したことやメンバーの高齢化により活動が減少しているものもありますが、グループの活動支援もできるよう寄り添いながら連携できる関係を保ちサービス及び社会資源の把握と分析に努めます。また地域住民からの情報を得られるよう既存の集いの場への参加を続けるとともに、より広域の情報把握や情報共有のため区役所・区社協とも連携していきます。地区内の商店街の店舗や医療機関との連携を図るための働きかけも行っていきます。

#### ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組み（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、その実現に向けた協議の場（協議体）を設置・運営する方法について、具体的に記載してください。

平成29年度より始めた支え合いマップづくりは、地域住民と共に地域の現状と課題を知り、目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組です。現在第三地区の北部町内会のみで行っていますが、31年度には2町内会の見学参加がありました。また第一地区でも支え合いマップづくりを行うことに前向きです。この支え合いマップづくりを地域に広げ、今後も住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域の現状を把握しゆるやかな見守りなどの互助のしくみについて地域住民が考える場とできるように努めます。

また5職種協働で支え合い連絡会や地域ケア会議等、地域住民を交えた協議の場に参加し、地域状況や課題の共有、これから地域について考える必要性・意義に気付きを促す働きかけを行い、新しい協議体へつながる関係づくりにも努めます。

協議体の構成員が充て職による入選とならないよう、地域への思いを持った人を募る機会を作ったり、定期的に参加している地域の集いの場で少子高齢化が進むこれからの地域や地域包括システムについて情報発信を続けることで地域住民の意識向上を促し、幅広い構成員による意義ある協議体を目指します。

## エ 地域の活動・サービスの創出、継続、発展に向けた支援について

地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組について、具体的に記載してください。

地域内では町内会ごとにサロン・体操教室・ボランティアグループ・シニアクラブなど様々な活動が展開されていますが、担い手と参加者の高齢化や担い手不足により活動の維持・継続が難しくなっているものも多くあります。定期的に足を運びそれぞれの場でのニーズ把握に努めるとともに課題や悩みにも寄り添い一緒に考え支援していきます。また支え合いマップづくり・地域ケア会議など地域住民とともに地域について考える場での住民の気づきを拾い、新しい活動・サービスの創出に繋げたり、既存の活動に活かせるように繋げていきます。

平成30年度から地域の薬局の協力により商店街にある事務所を借りて認知症カフェ開催をしています。商店街という場所を活かした事業をさらに展開していくため薬局の協力はもちろん商店街の既存店舗や医療機関等の協力も得られるよう働きかけていくと同時に、地域住民への周知活動を続けていくことでネットワークを広げられるよう努めます。

また「富岡西みんなのお買い物情報」をまとめるにあたりつながりができた地区内・近隣地区的企業や事業者へのヒアリングを行うとともに地域状況や高齢者のニーズなどの情報提供をし、協働で地域支援に関わる機会が持てるよう信頼関係の構築をすすめていきます。

#### (4) 地域包括支援センター運営事業

##### ア 総合相談支援業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

###### 1 基本的な考え方

地域包括支援センターは、地域の身近な相談者であることが、業務の第一歩です。高齢者のみならず、子ども、障害児・者、生活困窮者等その対象を問わず、本人・その家族の相談等の相談をまず受け止めることができます。様々な相談に応じる中で、適切な機関、制度、インフォーマル・フォーマルサービスに繋ぎ、必要に応じ継続的なフォローを行います。相談にはワンストップサービスの相談窓口としての役割を踏まえた上で、傾聴・受容し安心して相談できるように対応します。また本人、家族の尊厳の保持と自立支援・自己決定を引き出すよう支援します。

さらに、相談の中から見出された地域課題には社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャーの3職種が専門性を発揮しながら、チームで向き合い解決に向け取り組みます。

また、ことに重要なことは、地域ケアプラザ自身の周知活動です。幅広い対象者の相談を受け止める施設であることをあらゆる機会をとらえてPRしていきます。

###### 2 地域特性に応じた取組

- ① 昭和30年代には本格的な開発分譲が始まった富岡地区は、山野を順次整地して開発された地区で山坂の多さが大きな特徴でもあるため、バス停まで歩行困難な高齢者が閉じこもりがちになり介護保険サービスを希望することが多くあります。そのため積極的に訪問による相談対応を行います。
- ② 高齢化率も市・区平均を上回っており、さらに高齢化が進展することが見込まれます。相談しやすい関係づくりを図るために町内会館など地域の高齢者の居場所ともなる場所に生活支援・地域活動交流コーディネーターと協働で伺います。
- ③ 表面化しにくい高齢者と未就労の子世帯もあり、高齢者に対する支援だけでは解決が困難なケースにも対応できる支援体制の構築を目指します。

##### イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

認知症の人がその意思を尊重され、できる限り住み慣れた環境の中で暮らし続けることができることを目標にしますが、この目標のためには、行動していく私たち自身が認知症の人やその家族から、また、地域の人から信頼関係を獲得していくことが前提となります。

のために、地域の催事に積極的に参加し、日頃から相談しやすい関係づくりを構築し、もつて本人や家族、地域の人からの相談に対して関係機関の情報提供等適切な対応をしていきます。

事業展開としては、個別対応と地域への働きかけ等が考えられますが、両者が重なり合うものが多いように思われます。具体的なものとして次のようなことを考えています。

- ・認知症カフェや介護者の集い等を定期開催し、居場所の確保を図ります。
- ・認知症サポーター養成講座を開催し、認知症の人や家族を見守る応援者を増やし、認知症になってしまっても安心して暮らせるよう地域で助け合い・支えあいの輪を広げ、楽しみながらの健康づくりを啓発していきます。
- ・認知症初期集中支援チームへ相談・参加します。

## ウ 権利擁護業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

### 1 高齢者虐待

防止・回避する最も有効な手段は早期発見です。また、養護者支援の視点も欠かせません。介護の悩みや苦しさについては早い段階でキャッチしていき、課題が大きくならないうちに対応につなぐきっかけの場として「介護者のつどい」を開き、お互いの悩みを語れる場ともしていきます。また、介護サービス従事者や行政等との連携は元より、民生児童委員をはじめとした地域住民のなどの日常生活からの情報が入りやすいよう、顔見知りとの情報共有ができるよう、常時相談しやすい関係を構築していきます。対応が必要なケースとなればネットワークを組むことも必要です。

### 2 成年後見制度

普及啓発講座やシルバークラブでの出張講座を行い、相談ケースが年々増加しています。当地区は富裕層も多く、特に任意後見制度の普及啓発に力を入れ、講座やエンディングノートの活用による自己決定を促すための講座も実施します。個別の相談に対して説明や申請書類への助言、成年後見人の紹介などの対応を迅速に行います。

また、成年後見制度の相談があってから対応するのではなく、認知症高齢者の相談時には本制度を念頭において相談業務に臨みます。

### 3 消費者被害防止

どのような手口があるかを知ることが防止の第一歩になります。事務所会議や朝のミーティングを通じ、職員間でも被害状況等を情報共有します。

被害にあった高齢者には、消費生活センターと連携の他、悪質業者の執拗な訪問を退けるよう富岡駅在所とも連携しチームで対応を図り、成年後見人の申立も行政と協働して行います。

今後も行政、消費生活センター、地域住民である消費生活推進員等と共に、高齢者サロンや担当地域のシルバークラブの集まりの中で計画的に普及啓発を図ります。

## エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

### (1) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

主任ケアマネジャーの専門である包括的・継続的ケアマネジメント事業では、医療・福祉・保健等の関係機関の連携が高齢者の生活を支援するためには重要であると考え、日頃からの関係構築に全力で取り組んでいきます。

また、包括・継続的なサポートの実現に向けて、地域で活躍するケアマネジャーや民生委員等に対しては、問題を一人で抱え込み、「相談受付者が誰にも相談できない状況」が発生する事がないように、「顔の見える相談しやすい関係づくり」を目指し、相談を受ける方自身も長く地域で活躍できるように支援します。

#### ア ケアマネジャーと関係機関との連携

民生委員児童委員協議会や金沢区居宅介護支援事業所連絡会等の定例会議への参加や民生委員とケアマネジャーの交流会などを継続して実施し、お互いに顔の見える関係づくりを推進するとともに情報共有ができる場としていきます。

#### イ 地域のサロン等への支援

地域のサロンやシニアクラブ、町内会等の要望に応じて介護保険や介護予防、権利擁護等の出前講座を継続して実施し、介護予防等の意識を高めて生活する習慣をつけられるよう啓発活動や情報提供を行うことも、ケアマネジメント支援に繋がるものと考えますので、継続して実施していきます。

### (2) 在宅医療・介護連携推進事業

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい人生を全うできる社会を目指し整備が進められている「地域包括システム」の構築のため、「医療」「介護」の連携推進会議を行っています。

具体的には、北部在宅医療連絡会を年2回、包括病院連絡会を年1回、在宅において課題とするテーマを基に、多職種がそれぞれの立場で意見交換を行い、お互いの強みを引き出しています。

今後一人暮らしや高齢者のみの世帯が増加することが予想されるため、チームとしての体制づくり、地域との共同に取り組んでいきます。

## オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

地域ケア会議は、支援が必要な高齢者へ適切な支援を行うために、地域住民と専門職が協議の場を設け、検討を重ねることで暮らしやすい地域づくりを推進する会議として、課題の抽出や情報共有、支援への結び付けなどを個人から地域へと広げ、またフィードバックするなどの有力な手段でもあり、地域を分析していくためにも、会議の活用が必須のものと認識しており、担当する各地区の特性を踏まえて実施していくことが必要です。

### 【富岡第一地区】

地域福祉保健計画の活動が活発に行われ、町内会連合や地区社協の活動が活発に行われています。協議体として地域で暮らす高齢者の支援に積極的に取り組んでいます。自治会や老人クラブの活動も盛んで、居場所が高齢者の暮らしを支えています。

これまで地域ケア会議においては、総合相談支援よりあがったニーズに対し、個別の困難ケースに対する支援、介護予防や自立支援の観点も含めて話し合ってきました。

この地域で暮らす高齢者や働く世代と、この地域で働く専門職が、地域ケア会議を通じて議論を交わすことで、富岡第一地区的地域づくりが推進していくものと認識しています。

具体的には、地域ケア会議を毎年開催し、生活支援コーディネーターと連携し、課題解決に向けて地域とともに一緒に考えていきます。

### 【富岡第三地区】

単位町内会やシニアクラブの活動が盛んで、サロンや体操、レクリエーションなど、幅広く開催されています。

これまで地域ケア会議においては、町内会、民生児童委員協議会などで取り組んできた要援護者の見守りについて話し合ってきました。

今後も、富岡第三地区的地域づくりを推進していくために、地域ケア会議を通じて、顔の見える関係つくりを続けていき、ネットワークを広げることで、地域で暮らす高齢者支援を強めていけると認識しています。

具体的には、地域ケア会議を年1回開催し、生活支援コーディネーターと連携し、課題解決に向けて話しあいを深め、協議体へと発展していくように、地域とともに一緒に考えていきます。

**力 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について**  
事業実施に係る人員の確保・育成、指定居宅介護支援事業者への業務委託についての選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

#### 1 人員の確保・育成

適切な人員確保を行うため、日頃より法人全体の職員情報の把握に努め、異動等を通じて適材適所の職員配置を行います。職員には積極的な研修の機会を設け、また法人内研修も行って、レベルアップに努めます。

利用者の自己決定を基本としつつ、当ケアプラザで適切なアドバイスが行えるよう、普段から事業及び事業者の得意分野等の分析に努め、委託先を選定する場合も、普段から情報交流等を行って現状把握に努め、専門性を持った対応と公正中立性の確保という一見相反する場面でも、資料の提示等を行って客観性の確保に十分気を払う態度で臨みます。

#### 2 ケアプランの公正・中立性の確保

委託を行う居宅介護支援事業所及びサービス事業所の選定については、資料を用いた幅広い情報提供を行った上で、対象者と家族の意向を第一とし、公正・中立な立場で調整します。

業務委託のケースについては、担当ケアマネジャーとの密な連携により中立な立場での計画への評価・助言を行うと共に適切な給付管理が行われるよう、サービスの利用実績の確認や必要に応じた担当ケアマネジャーへの聞き取り・確認を行います。

また、支援困難ケースについては、区高齢障害支援課や関係機関と様々な視点で相談・連携・検討をしながら、課題解決に向けたケアマネジャーへの後方支援を行います。

#### 3 目的志向型のケアプラン作成と評価

対象者の主体的な取組を支援し、自らが要介護状態になることを予防する介護予防と、必要な支援を行うことで可能な限り居宅において日常生活を営めるよう自立を最大限に引き出す自立支援を基本として、心身機能の状態に応じた目的志向型のケアプランを作成します。

作成にあたっては、対象者が望む生活の実現に向けて様々な側面からアセスメントし、信頼関係を築きつつ本人と課題を共有しながら、課題解決に向け心身状態と生活に沿った具体的な目標を設定します。

目標の達成に向けては、必要な介護保険サービスやインフォーマルサービスを提案・調整し、毎月のモニタリングや定期的なケアプランの評価を通して、目標達成に向けた取組や適切に介護保険サービスが提供されているかを確認し、必要に応じてケアプランの見直しも実施します。

#### 4 地域での介護予防の取り組みの活用や推進

対象者の課題解決に向けた支援においては介護保険サービスのみならず、地域のインフォーマルサービスが果たす役割も大きくなっています。

地域資源の把握と発掘に努め、幅広く活用してもらうため情報をまとめリストにし配布するなどして対象者や委託を行う居宅介護支援事業所へ情報提供して活用を促すと共に、地域の介護予防活動を推進していきます。

ケアマネジャーへ向けて介護予防ケアマネジメント従事者研修を定期的に開催することや、リハビリ専門職も参加した地域ケア会議にて、事例を通して目的志向型のケアプランについて検討すること等により、ケアマネジメントの質の向上に努めます。

## キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の居場所を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や居場所が継続的に拡大していくような地域づくりを推進します。さらに地域においてリハビリテーションに関する専門的知見を有する者を活かした自立支援に資する取組を推進します。

要介護状態になつても生きがい・役割をもつて生活できる地域を構築することにより、介護予防を推進することを目的とした横浜市的一般介護予防事業の理念に基づき、区役所と地域診断を進め、地域課題に対して、次の事業を展開していきます。

### 1 介護予防普及強化

全ての健康レベルにある65歳以上の高齢者を対象に、運動口コモの予防・口腔ケア・栄養・フットケア・認知症予防等を中心に介護予防活動のきっかけづくりとなる講座を実施します。

講座の開催にあたっては、当地域ケアプラザだけではなく、町内会館なども活用させていただくなどして多くの方の参加を促します。さらに、ヘルスマイト・保健活動推進員等とも連携して、よりよい講座づくりを目指します。

また、男性限定の講座などテーマを絞ったアプローチで、これまで参加に繋がらなかった住民の掘り起こしも行なってきます。

講座へ参加した住民が仲間を得て自主的なグループを立ち上げたり、元気づくりステーション等の定期的な活動へつながり、より身近で楽しく温かい交流と共に介護予防が促進されるよう働きかけます。

### 2 元気づくりステーション

現在活動を行っている元気づくりステーションには、様々な健康レベル（自立～要介護）の方が参加しており、メンバー同士の支え合いの中でそれぞれに役割を持ちながら主体的な活動を継続しています。新たなメンバーを受け入れたり、自分たちの活動についての情報発信を行い、地域へ介護予防活動が拡大されつつあります。また、アンケートでも、元気づくりステーションへ参加し始めて心身や地域との交流で良い変化があったと答えた参加者が多く、活動を行うことの効果を実感できていることが分かりました。

今後も現在の活動や区の方針に従いながら新たな展開など、各グループの状況に応じた支援を区役所と共に行います。

### 3 地域における介護予防活動の支援

地域で介護予防に資する活動を行うグループに向けて、医療・リハビリテーションの専門職等を講師に招き、活動に活かせる運動やコミュニケーションなどの講座を実施し、地域の活動がよりよく継続されるよう支援を行います。

地域のグループ・サロンや集い・教室などへ介護予防に関する出前講座を行い、介護予防の必要性や具体的な方法を伝えると共に、住民主体のイベント開催も支援して地域での介護予防に対する関心と取組を発展させていきます。

また、ヘルスマイトや保健活動推進員などの活動支援や、ケアプラザ広報誌で介護予防の情報を発信するなど、様々な側面からのアプローチを継続していきます。

## ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

介護保険制度が施行されてから、高齢者の支援は介護サービスに偏る傾向がありました。地域ケアプラザが地域に根ざす、より身近な場所であることを生かし、個別の相談や介護予防の取組と地域をつなぐことで、個々の高齢者が解決すべき課題に対して適切な支援体制を構築できると認識しています。

保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーがその専門性や技能を活かし、縦割りで業務を行うのではなく、ネットワークを構築することが初期段階と考えます。さらに生活支援コーディネーターや地域活動交流コーディネーターと行う5職種会議等を通じた情報の共有や、相互の助言を通じて、地域包括支援ネットワークの構築に継続的に取り組むことが重要と認識しています。

そのためには地域の活動に積極的に参加し、関係づくりに注力することこそが重要と考えます。また、地域で活躍する民生児童委員、ケアマネジャー、医療機関、サービス事業所と顔の見える関係を構築し、支援が必要な高齢者が明らかになった場合、その支援のために関係者が協働し、構築されたネットワークを最大限に生かして支援に取り組みます。

### 1 民生児童委員とケアマネジャーの交流会

富岡第一地区及び富岡第三地区の民生児童委員と地域のケアマネジャーとの交流会を毎年実施しています。今後も第一地区は並木地域ケアプラザと協働で実施し、いずれの地区でも地域の実情を把握し、顔合わせのみで留まらないように意見交換の時間を設けるなどして、支援に繋げます。また、同時に担当地域のケアマネジャーにインフォーマルサービスの情報を提供し、サービスを活用できるように取り組むことも継続して行って参ります。

### 2 医療と福祉の連携

近隣ケアプラザと協働し、医療と福祉の連携を密に行うために、開業医との勉強会を開催していることから、今後も症例検討や地域の医療・介護の情報交換を行い、ネットワークづくりに寄与するとともに顔の見える関係づくりに取り組んでいきます。

## (5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

### 1 公の施設における事業提供を踏まえた運営

本事業は横浜市が整備した当地域ケアプラザに併設されることから、公正・中立な運営と透明性の高い管理を厳守しなければなりません。

特にケアプラン作成においては、誤解や風評の類であっても自法人にとって利益を誘導するかのようなマネジメントがなされることが無いように常に自戒の念を持って業務に当たるように地域包括支援センターの職員を含めてケアマネジャー全員に注意を喚起していきます。

また、ケアプラン作成に際しては中立性を担保するため複数事業所の資料を用いて、見学等対象者自身が比較検討できるようにしていきます。

さらに、災害などによる避難者に対しても積極的に対応し、必要なサービスが提供できるように、制度を確認しながらケアプランの作成を行います。その際には、身体状況に応じたケアプランの作成はもちろんのこと生活環境の変化による精神的な負担を軽減できるようなサービスを提供していきます。

### 2 介護予防支援事業者との連携体制

介護予防支援事業者との連携体制については、併設されている介護予防支援事業所のみからではなく、区内を担当する地域包括支援センターからも積極的に委託事業を受け、介護予防に貢献できるよう公正かつ柔軟な業務基盤を整備します。

また、介護予防支援事業者が対応に苦慮される支援困難ケースに対しては、地域包括支援センターや行政機関、関係機関や関係団体等とも連携し、必要に応じて同行訪問やサービス担当者会議等を開催し、問題の解決に取り組みます。

なお、ターミナルケアや医療依存度の高いケースは、医療機関やサービス事業所と密に連絡を取り、迅速できめ細やかな対応を心がけます。当法人全体のスケールメリットを活用して協働支援にあたり地域に必要とされる事業所を目指します。

### 3 当事業所の特徴について

在籍しているケアマネジャーの基礎資格として、看護師・介護福祉士の他、認知症ケア専門士認定者など複数在籍しています。また主任介護支援専門員を2名配置しており、質の高いケアプランの作成を実施しています。毎週ケアマネジャーが集まり、事例検討やインフォーマルサービス、居宅サービス・医療機関などの最新情報を共有し、タイムリーな情報を活用しながら、自立支援に向けたケアプラン作成を提供しています。

また、担当ケアマネジャーが不在の時においても相談が受けられるよう細やかな記録作成やカンファレンスを定期的に開催し情報共有に努めています。

さらに、特定事業所加算Ⅱを算定していることから、特定事業所加算を算定していない事業所に対して事例検討会に参加されるよう声をかけ、事例困難ケースと解決方法を話し合っています。

## (6) 通所介護等通所系サービス事業（実施施設のみ）

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

ご利用者一人一人がその有する能力において、その人らしい生活が実現できるよう個別の通所介護計画を基に、自己決定と選択を尊重し、利用者本位のサービス提供を目指します。また、個別のニーズに対応できるよう、レクリエーションなどは毎日3種類以上メニューを提供し、自分で選択しながら身体機能の維持及び向上に繋がる機能訓練に参加していただきます。

さらに、指定管理者が行う介護保険サービスであることを認識し、自己点検や運営状況点検書を用いて法令順守に努めるほか、近隣のサービス事業所の範となるような運営に努めます。

### 【全サービス提供具体例】

- ・看護師・機能訓練指導員による介護（予防）体操を提供します。
- ・楽器演奏等のボランティアさんが来所時、大きな音が苦手な方には別部屋で個別プログラムを実施します。
- ・個別に合わせた食事形態を提供します。
- ・閉じこもりの解消・他者との交流・社会生活への参加の援助を計画します。

### 第Ⅰ号通所相当サービス（運動機能向上の取り組み）

生活的なリハビリテーションをプログラムに取り入れ、生活機能の改善や維持・向上を目指します。

#### 具体例

- ・レクリエーションのほかにテーブル拭きや生活活動を行っていただきます。
- ・利用者の状態や残存機能に応じた作業レクリエーションを提供します。
- ・自らの意思で参加できるよう、地域のイベント情報などを随時提供します。

### 通所介護サービス

中重度の要介護認定者も積極的に受け入れて、ご家族の介護負担の軽減に寄与します。

さらに本人の意思決定が行えるよう、様々なプログラムを提供します。

#### 具体例

囲碁・将棋・麻雀など個別のレクリエーションを提供します。

ご利用者の状態に合わせた食事介助・排泄介助・入浴介助等を検討提供します。

## **6 収支計画及び指定管理料**

### **(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について**

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

公の施設の管理運営を代行する指定管理者制度においては、指定管理料（委託料）を含む収支についての透明性が求められる事は勿論、ご利用者へ良質なサービスを提供するために効率的に支出されるべきと考えます。

指定管理者制度において当地域ケアプラザが運営する地域活動交流事業・生活支援体制整備事業・地域包括支援センターにおける良質なサービス提供の要は『人』であり、人件費が指定管理料の支出経費における割合の多くを占める事は必然であると認識しています。

本事業計画については前述通り、当法人の既存事業所からの『経験豊富＝勤続年数が長い』精銳スタッフを配属する予定である事から、人件費が割高になることは想定の範囲であると共に要検討課題であると認識しております。

したがって、当法人ではこの課題解決に向けて適切に対応すべく、予てより効率的な経費執行に取り組んできました。具体的には、本来は施設をご利用される皆様の快適性と安全性を担保するためには削減することが望ましくないと認識している、施設管理維持業務費の低額化への取組が挙げられます。

当法人ではスケールメリットを活用し様々な委託業務を法人一括で入札～決定する事で、サービスの質を落とすことのない支出減を実施、削減した費用を人件費のみならず、地域活動交流事業、生活支援体制整備事業や地域包括支援センター事業の充実を目指して、適切な事業費の予算編成やスタッフの研修等に係る費用に効果的に配分するなど、指定管理料を地域の皆様が必要とするサービスに効果的かつ優先的に配分する事で効率化を実現します。

しかしながら、これらの取組を行った上でなお事業運営に対して費用支出を要する事案が発生した場合には当法人で支出する所存です。

## (2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

当法人では日頃から適切な運営に向けて限りある予算を必要な事業に配分・執行することでさらなる良質なサービス提供を実現するために、各事業所管理職に留まらず、スタッフ一人ひとりが自ら経営感覚を持って行動するように指導しています。具体的には消耗品の無駄遣い防止や光熱水費の徹底管理など、日々の小さな積み重ねを意識して経費を低額に抑える様々な工夫をしています。

また地域包括支援センターのケアプラン作成料や併設する通所介護事業・居宅介護支援事業の収入を地域ケアプラザ全体の収入として捉え、地域活動交流や生活支援体制整備事業・地域包括支援センター等を含む全体で収支バランスを図ります。

他の取り組みとしては設備・備品を大切に扱う意識をスタッフ一同が持つように啓発する事で少しでも長く使用できるように指導し、その上で経年劣化や来所された皆様が破損してしまった設備・備品については可能な限り職員が補修し、また建物管理業務従事者による補修を行って支出を抑えるよう努めています。

なお、収入については地域活動交流におけるイベントに関し、全てを指定管理料で負担するのではなく、実費相当分を受益者負担としてご利用者に負担していただき、運営費の支出を抑えます。

また地域の団体や事業者と共に講座やイベント等を開催することで、地域団体等との連携をさらに深め、効率的な事業実施を図ります。

公の施設である指定管理制度における地域ケアプラザについては支出節減が求められると認識して、日頃から当法人が運営する地域ケアプラザでも積極的に取り組んでおり、これらのノウハウを適用して当地域ケアプラザにおいても利用料金の収支の活用及び運営費の効率性に役立てていきます。

## 7 前期の指定管理業務の実績（現在の指定管理者のみ記載してください。）

### (1) 前期の指定管理業務の実績について

前期の指定管理期間における地域ケアプラザ事業の実績を記載してください。

#### 1 課題・情報の見える化への取り組み

ご自身が住んでいる地区の実情を知って頂くよう、各町丁毎の詳細な人口グラフを作成、館内にも掲示するなど「見える化」を行い、来訪者にも提供しています。更新を重ねて住民・地域の福祉関係者・専門職等と情報共有するほか、地区内の少子高齢化や20代の若年人口の減少などが見えることとなり、地区でのいろいろな討議の際にも話題となります。

#### 2 豊富な事業展開活動

指定管理業務は継続して事業展開するとともに普段からの豊富な活動量こそが、最大の実績と考えています。

##### (1) 健康づくり支援

各町内会に当ケアプラザが直接働きかけて立ち上げた「健康教室」を継続支援し、「元気づくりステーション」が住民の手で継続して行われるよう引き続き支援しています。また毎月行われる「元気づくりウォーキング」にも毎回参加して支援しています。

京急富岡駅近くの空き店舗を借り、「健康の立ちより処」として簡易な健康測定機器を持ち込み、だれでも気軽に健康測定を行いながら健康への関心を高めるよう取り組んでいます。

##### (2) 見守り支援

町内会で話し合い、支えあいマップづくりを行いました。さらに他町内会でも作成を検討しております、支援します。

##### (3) 交流支援

民生児童委員の協力の下、小中学校の音楽活動を通じた地域活動交流として「虹色コンサート」を毎年実施しています。比較的地域での交流や発表の場の少ない音楽活動を通じて交流を図っています。

「支え合い連絡会」での検討を通じて町内会活動への要望や感じ方などを各世代別に開催し、地域活動の大きな力である町内会活動の在り方についての討議・分析を行い町内活動の活性化を支援しています。

##### (4) 介護・認知症等の啓発支援

認知症カフェの常設開設 ー 京急富岡駅近くの空き店舗を借り、ふらりと立ち寄って話ができる認知症カフェを毎月開催しています。

現在エリア内では7カ所のサロンが開催されるようになりましたが、開催日には毎回職員も参加させて頂きながら、必要な支援や地域情報の把握に努めました。

「介護者の集い」も継続開催しています。

##### (5) 障がい児・者への支援

継続して障がい児向け事業を行うとともに、特に就学後の交流の場を意識し、地域のボランティアの協力を頂きながら、独自の活動を継続しています。

##### (6) 幼児・子育て世代への支援

地域ボランティアの協力を頂き、幼児向け講座を行っているほか、子育て世代への継続支援を意識し、幼児向け講座参加者の交流の場を設けています。

##### (7) 出張講座・相談

山坂の多い地区にあって、当ケアプラザは高齢者にとってアクセスしやすい場所とは言いかねます。各町内会等の協力を頂きながら、町内会館等で講座等を行い、諸啓発活動を行っています。

(2) 職員配置状況について

前期の指定管理期間における職員配置の実績を記載してください。

指定配置となる次の職員・職種について、基準に則り全期間欠員なく配置し、滞りなく指定管業務に従事しました。

- ・所長
- ・地域活動交流コーディネーター
- ・地域包括支援センター3職種（保健師等、主任介護支援専門員、社会福祉士）
- ・生活支援コーディネーター



## 様式 3

**指定管理料提案書及び収支予算書**  
**(横浜市富岡地域ケアプラザ)**

**1 指定管理料提案書**

## (1) 地域ケアプラザ運営事業

(単位：円)

| 項目                            | 積算根拠   | 金額         |
|-------------------------------|--|------------|
| 賃金水準スライド<br>対象人件費<br>(非課税) ※1 | 内訳(所長 [ ] 円、地域活動交流コーディネーター [ ] 円、サブコーディネーター等 [ ] 円)          | 10,660,000 |
| 賃金水準スライド<br>対象外人件費<br>(非課税)   | 内訳(所長 [ ] 円、地域活動交流コーディネーター [ ] 円、サブコーディネーター等 [ ] 円)          | 340,000    |
| 事業費(税込)                       | コミハケアプラ祭り、せせらぎサロン、にじいろコンサート、障害児の余暇支援、多世代交流カレー昼食会等            | 2,150,000  |
| 事務費(税込)                       | 福利厚生費・旅費交通費・研修費・消耗品費・印刷製本費・通信運搬費・手数料・保険料・賃借料・渉外費・諸会費・車輌費・雑費等 | 1,627,000  |
| 管理費(税込)                       | ・光熱水費<br>・施設維持管理費(各種保守点検費)                                   | 5,200,000  |
| 指定額                           | 小破修繕費 474,000 円  | 474,000    |
| 利用料金の活用                       | <介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>                                   | △          |
| 施設使用料相当額<br>※2                |  | △3,990,000 |
| 合 計                           |  | 16,461,000 |

※1：(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.125人工)) + (地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

※2：指定管理業務に通所系サービス事業が含まれる場合のみ記入して下さい。

## (2) 生活支援体制整備事業

(単位：円)

| 項目                            | 積算根拠   | 金額        |
|-------------------------------|--|-----------|
| 賃金水準スライド<br>対象人件費<br>(非課税) ※3 | 内訳(生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象人件費)                             |           |
| 賃金水準スライド<br>対象外人件費<br>(非課税)   | 内訳(生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象外人件費)                            |           |
| 事業費(税込)                       | 認知症カフェ フレディ、がんばらない体操の会等                                      |           |
| 事務費(税込)                       | 福利厚生費・旅費交通費・研修費・消耗品費・印刷製本費・通信運搬費・手数料・保険料・賃借料・涉外費・諸会費・車輌費・雑費等 |           |
|                               | 合 計  | 5,802,000 |

※3：生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

## (3) 地域包括支援センター運営事業費

(単位：円)

| 項目                            | 積算根拠   | 金額         |
|-------------------------------|--|------------|
| 賃金水準スライド<br>対象人件費<br>(非課税) ※4 | 内訳(地域ケアプラザ所長 [ ] 円、地域包括支援センタ一職員等 [ ] 円、事務員等 [ ] 円のうち賃金水準スライド対象人件費) | 20,700,000 |
| 賃金水準スライド<br>対象外人件費<br>(非課税)   | 内訳(地域ケアプラザ所長 [ ] 円、地域包括支援センタ一職員等 [ ] 円のうち賃金水準スライド対象外人件費)           | 270,000    |
| 事業費(税込)                       | シルバーライフ安心講座、コグニサイズ、医療講座等   | 200,000    |
| 事務費(税込)                       | 福利厚生費・旅費交通費・研修費・消耗品費・印刷製本費・通信運搬費・手数料・保険料・賃借料・渉外費・諸会費・車輌費・雑費等       | 437,000    |
| 管理費(税込)                       | ・光熱水費<br>・施設維持管理費(各種保守点検費)   | 1,700,000  |
| 指定額                           | 協力医謝金 630,000 円、小破修繕費 126,000 円                                    | 756,000    |
| 利用料金の活用                       | (介護保険収入等を充当する場合は記載してください。)   | △          |
| 合 計                           |  | 24,063,000 |

※4 : (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.375人工)) + (地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

## (4) 一般介護予防事業

(単位：円)

| 項目      | 積算根拠         | 金額      |
|---------|--------------|---------|
| 事業費(税込) | 介護予防に関する自主事業 | 154,000 |
| 合 計     |              | 154,000 |

## 2 収支予算書

(単位：円)

| 項目       |              | 令和3年度                        | 令和4年度       | 令和5年度       | 令和6年度       | 令和7年度       |
|----------|--------------|------------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 内<br>訳   | 横浜市支払<br>想定額 | 地域ケアプラザ<br>運営事業 (a)          | 16,461,000  | 16,461,000  | 16,461,000  | 16,461,000  |
|          |              | 生活支援体制<br>整備事業 (b)           | 5,802,000   | 5,802,000   | 5,802,000   | 5,802,000   |
|          |              | 地域包括支援<br>センター運営<br>(c)      | 24,063,000  | 24,063,000  | 24,063,000  | 24,063,000  |
|          |              | 一般介護予防<br>事業 (d)             | 154,000     | 154,000     | 154,000     | 154,000     |
|          |              | 合計 (a)～(d)                   | 46,480,000  | 46,480,000  | 46,480,000  | 46,480,000  |
| 内<br>訳   | 介護保険<br>事業収入 | 介護予防支援事<br>業・第1号介護<br>予防支援事業 | 5,427,000   | 5,427,000   | 5,427,000   | 5,427,000   |
|          |              | 居宅介護支援<br>事業                 | 31,463,000  | 31,463,000  | 31,463,000  | 31,463,000  |
|          |              | 通所系サービス<br>事業                | 104,011,000 | 104,011,000 | 104,011,000 | 104,011,000 |
|          |              | その他収入                        | 922,000     | 922,000     | 922,000     | 922,000     |
| 収入合計 (A) |              | 188,303,000                  | 188,303,000 | 188,303,000 | 188,303,000 | 188,303,000 |
| 内<br>訳   | 人件費          | 140,810,000                  | 142,218,000 | 143,640,000 | 145,077,000 | 146,527,000 |
|          | 事業費          | 16,954,000                   | 16,954,000  | 16,954,000  | 16,954,000  | 16,954,000  |
|          | 事務費          | 3,536,000                    | 3,461,000   | 3,386,000   | 3,312,000   | 3,239,000   |
|          | 管理費          | 15,500,000                   | 15,500,000  | 15,500,000  | 15,500,000  | 15,500,000  |
|          | 消費税等         | 1,050,000                    | 1,061,000   | 1,072,000   | 1,083,000   | 1,094,000   |
|          | その他          | 1,230,000                    | 1,230,000   | 1,230,000   | 1,230,000   | 1,230,000   |
| 支出合計 (B) |              | 179,080,000                  | 180,424,000 | 181,782,000 | 183,156,000 | 184,544,000 |
| 収支 (A-B) |              | 9,223,000                    | 7,879,000   | 6,521,000   | 5,147,000   | 3,759,000   |

様式4-1

## 団体の概要

(令和2年1月1日現在)

| (ふりがな)<br>団体名                                | (しゃかいふくしほうじん どうじんかい)<br>社会福祉法人 同塵会   |               |               |               |
|--|--|---------------|---------------|---------------|
| 共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。 |  |               |               |               |
| (ふりがな)<br>名称                                 | ( )  |               |               |               |
| 所在地  | 〒233-0016<br>横浜市港南区下永谷四丁目 21 番 10 号<br>※法人の場合は登記簿上の本店所在地を、任意団体の場合は代表者の住所をご記入ください。<br>(市税納付状況調査(様式8同意書による)に使用します) |               |               |               |
| 設立年月日  | 昭和41年3月  |               |               |               |
| 沿革   | 様式2 事業計画書 P.5 『沿革』 参照  |               |               |               |
| 事業内容等  | 様式2 事業計画書 P.4 『2. 団体の状況』 参照  |               |               |               |
| 財務状況   | 年度   | 平成28年度        | 平成29年度        | 平成30年度        |
|  | 総収入  | 6,589,492,793 | 7,306,958,370 | 8,390,621,215 |
|  | 総支出  | 6,408,144,207 | 7,385,535,127 | 7,699,862,421 |
|  | 当期収支差額   | 181,348,586   | △78,576,757   | 690,758,794   |
|  | 次期繰越収支差額   | 1,390,685,908 | 1,312,109,151 | 2,002,867,945 |
| 連絡担当者  | 【所 属】 横浜市富岡地域ケアプラザ<br>【氏 名】 [REDACTED]<br>【電 話】 045-771-2301<br>【FAX】 045-771-2360<br>【E-mail】 [REDACTED]        |               |               |               |
| 特記事項   |  |               |               |               |